



■ 特許協力条約(PCT)に基づく 国際出願制度に関するトピックス

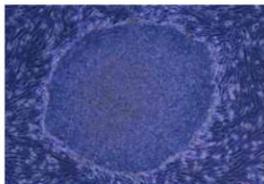
世界知的所有権機関 (WIPO)

平成28年度
知的財産権制度説明会(実務者向け)

WIPO MAGAZINE

AUGUST 2015

No. 4



Using patents to ensure access to pioneering cell technology

p.8



Haier: pioneering innovation in the digital world

p.24



Nation branding: telling New Zealand's story

p.28

Using patents to ensure access to pioneering cell technology

By Professor Shinya Yamanaka, M.D., Ph.D.,
Director of the Center for iPS Cell Research and Application, Kyoto University, Japan



Photo: Professor Shinya Yamanaka

Shinya Yamanaka's work has revolutionized our understanding of how cells develop and specialize. His pioneering research won him the Nobel Prize in Physiology or Medicine in 2012, alongside developmental biologist Sir John Gurdon. Here, Professor Yamanaka outlines his research and explains why patents are crucial to its advance.

THE TECHNOLOGY

My research focuses on pluripotent stem cells, which

“Like other universities and research institutes with limited financial and human resources, Kyoto University has taken advantage of the PCT’s simplified and cost-effective procedures. Using the PCT also gives us more time to assess whether we really need to patent a given technology.”

“資金的、人的リソースが潤沢とは言いがたい他の大学や研究機関と同様、京都大学は、PCTの簡素化された費用効果の高い手続きを活用しています。また、PCTを利用することで、本当に必要な技術であるかを見極めるための時間的な猶予が与えられることは大きなメリットです。”
(山中伸弥 教授)

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO MAGAZINE

FEBRUARY 2016

No. 1



Turn and face the strange:
David Bowie and IP
financial innovation

p. 10



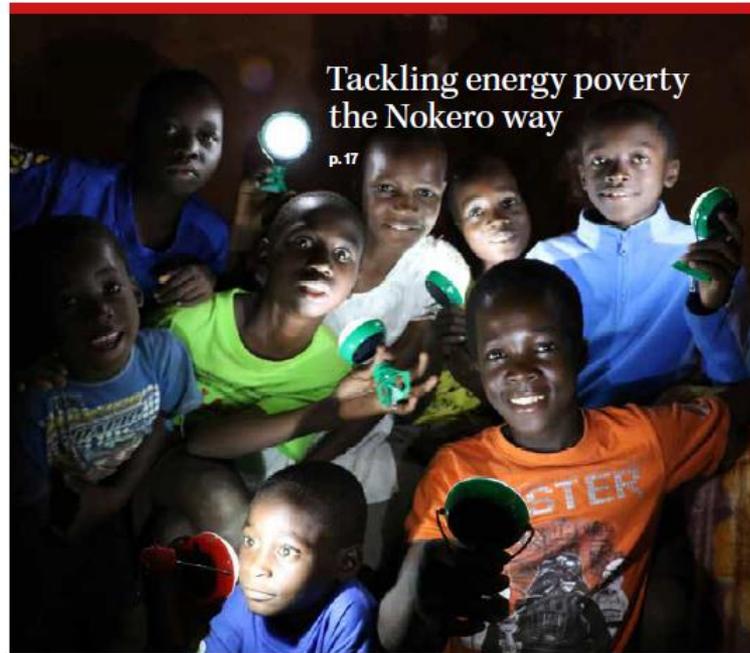
Inside AZAM: one of Africa's
top brands

p. 12



Protecting IP beyond the
network with trade secrets

p. 22



Tackling energy poverty
the Nokero way

p. 17

“Every start-up has limited funds and the PCT is a great mechanism for delaying patent filing costs, allowing time to test the market and overcome any unforeseen technical problems. Without the PCT, protecting an invention in international markets would be a high-risk strategy with huge upfront costs.”

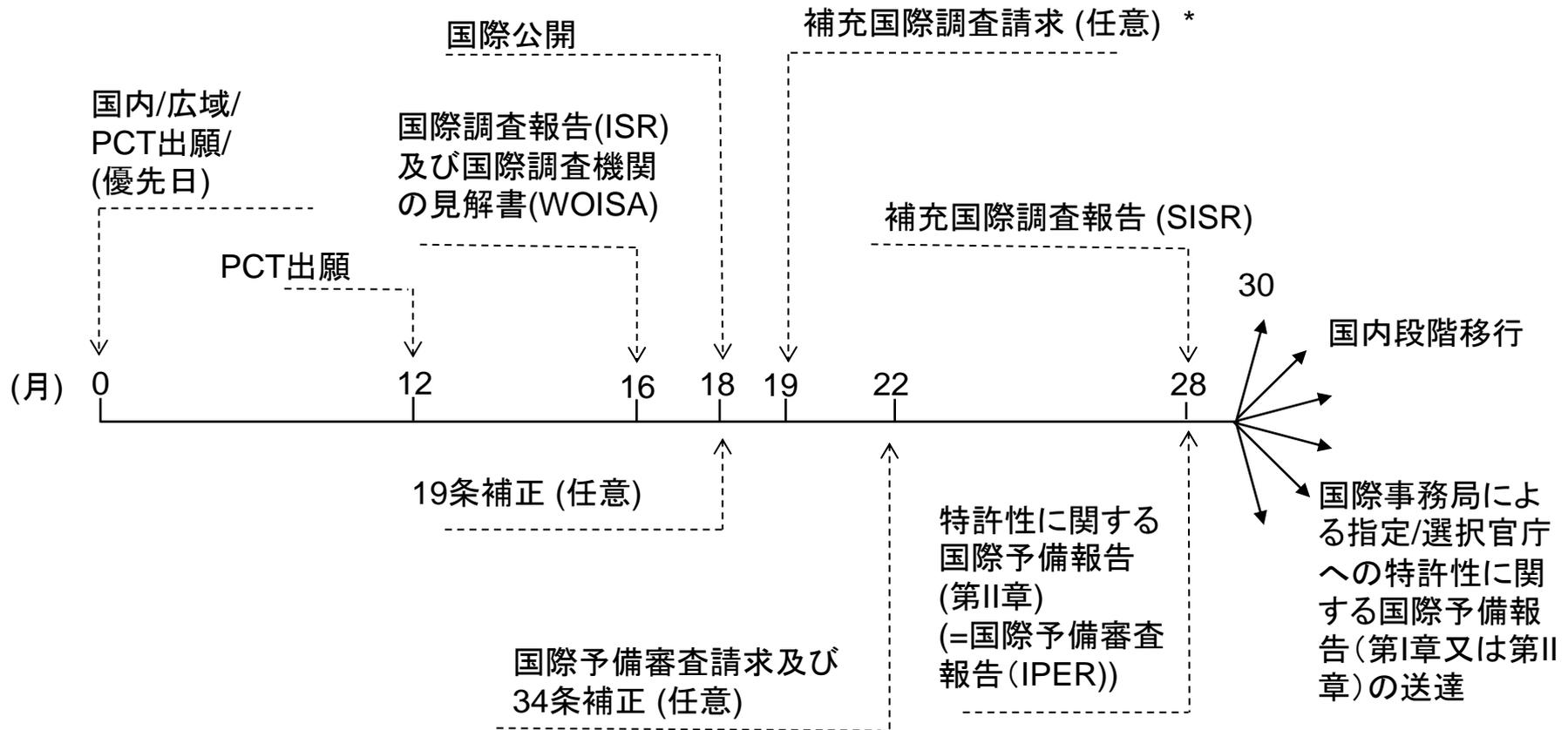
“新興企業は資金が限られており、PCTは特許出願費用を先延ばしでき、市場を見極め、予期せぬ技術的な問題を解決するための時間を稼ぐことができる大変重要な制度です。PCTがなければ、国際市場における発明の保護は多額の初期費用がかかり、リスクの高い戦略になるでしょう。”
(Steve Katsaros氏 Nokero社CEO)

構成

- 第1部 PCTの概要・関連統計
- 第2部 PCTのメリット
- 第3部 実務アドバイス
- 第4部 ePCT
- 第5部 PCTの最新動向及び情報の取得

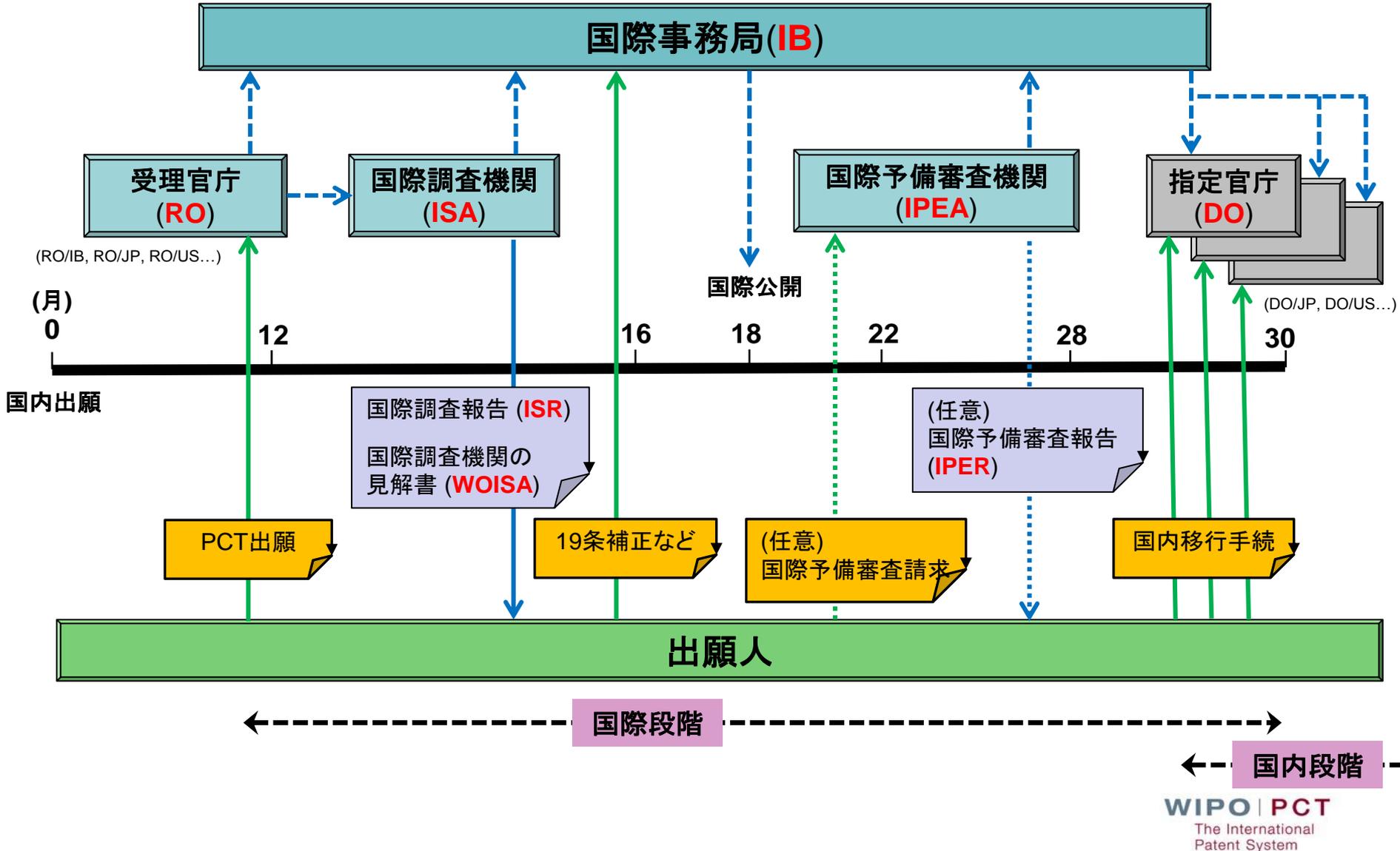
第1部 PCTの概要・関連統計

PCT国際出願の流れ

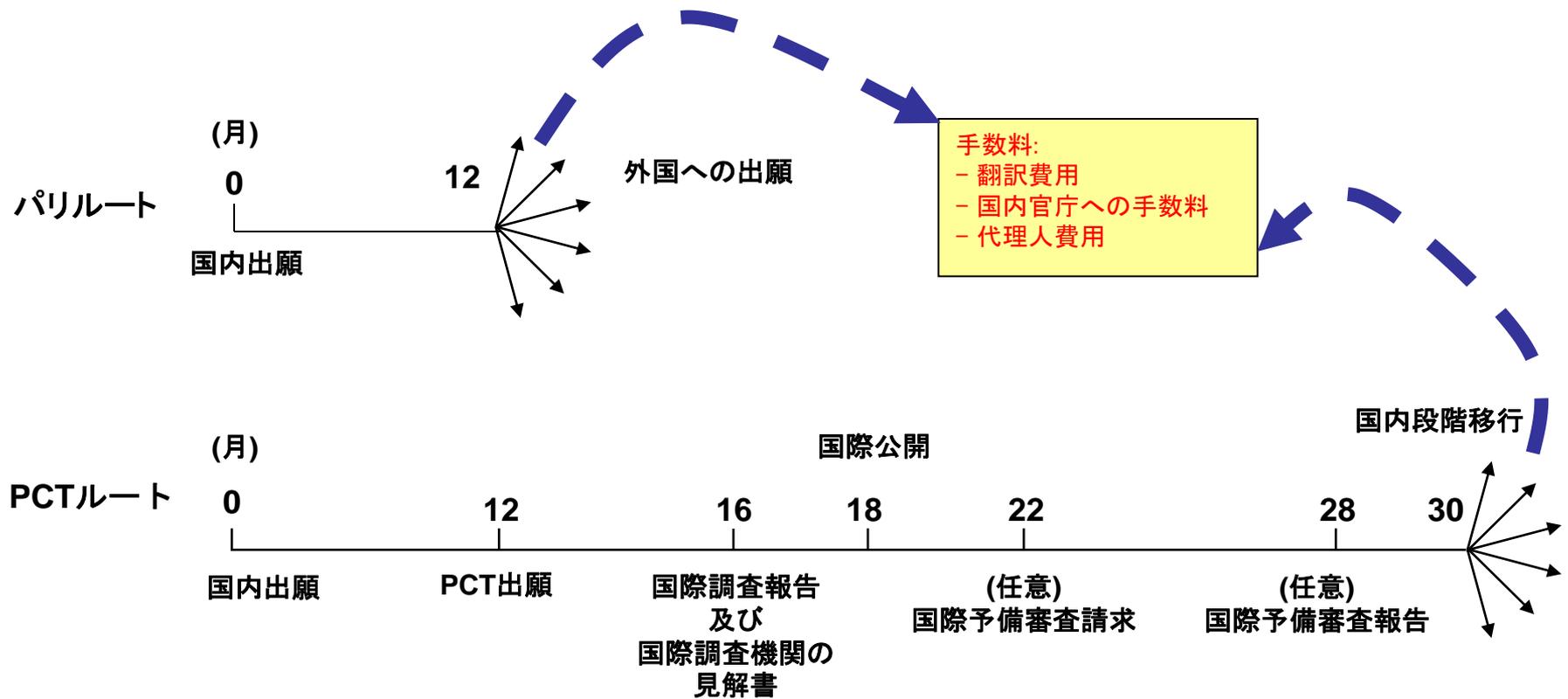


*補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月→22ヶ月に規則改正予定

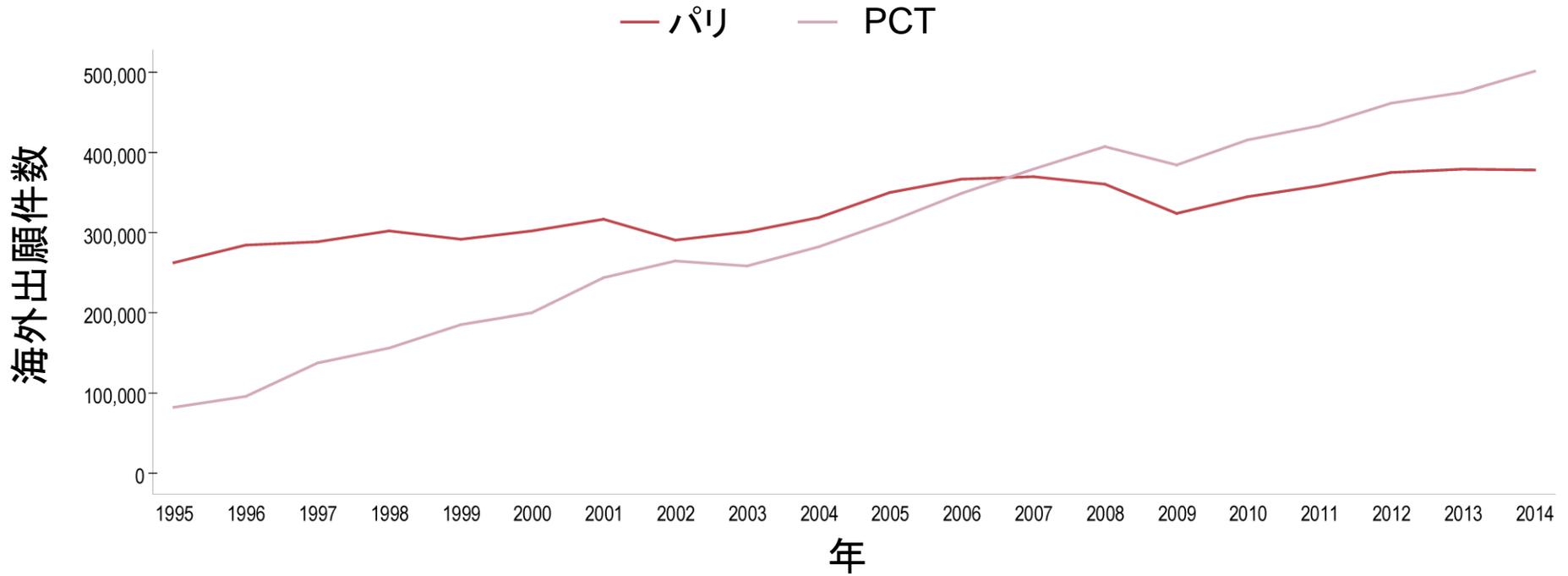
PCT国際出願の流れ



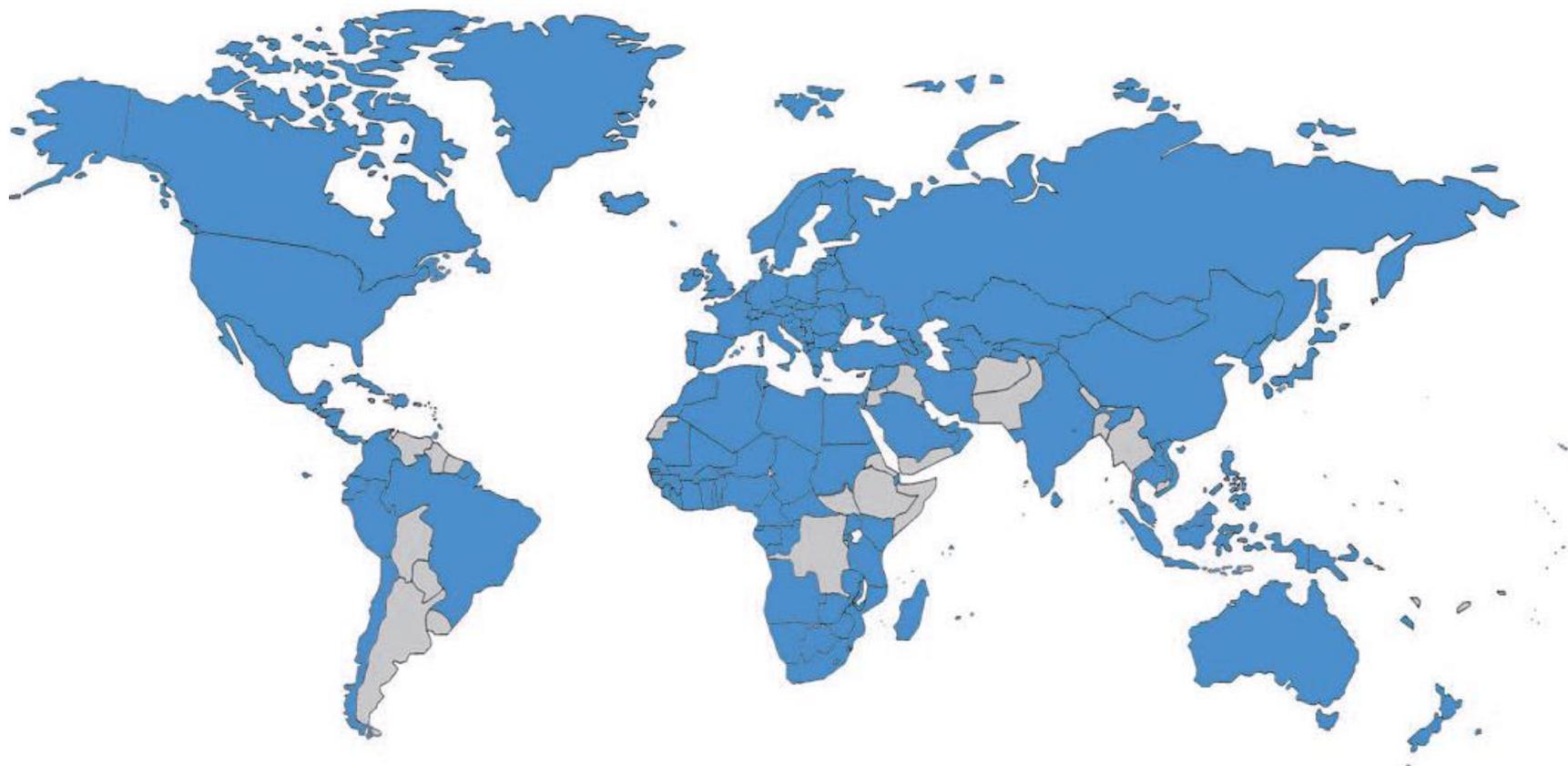
パリルート vs. PCTルート



パリルート vs. PCTルート



PCT締約国 (151ヶ国) (2016年10月1日現在)

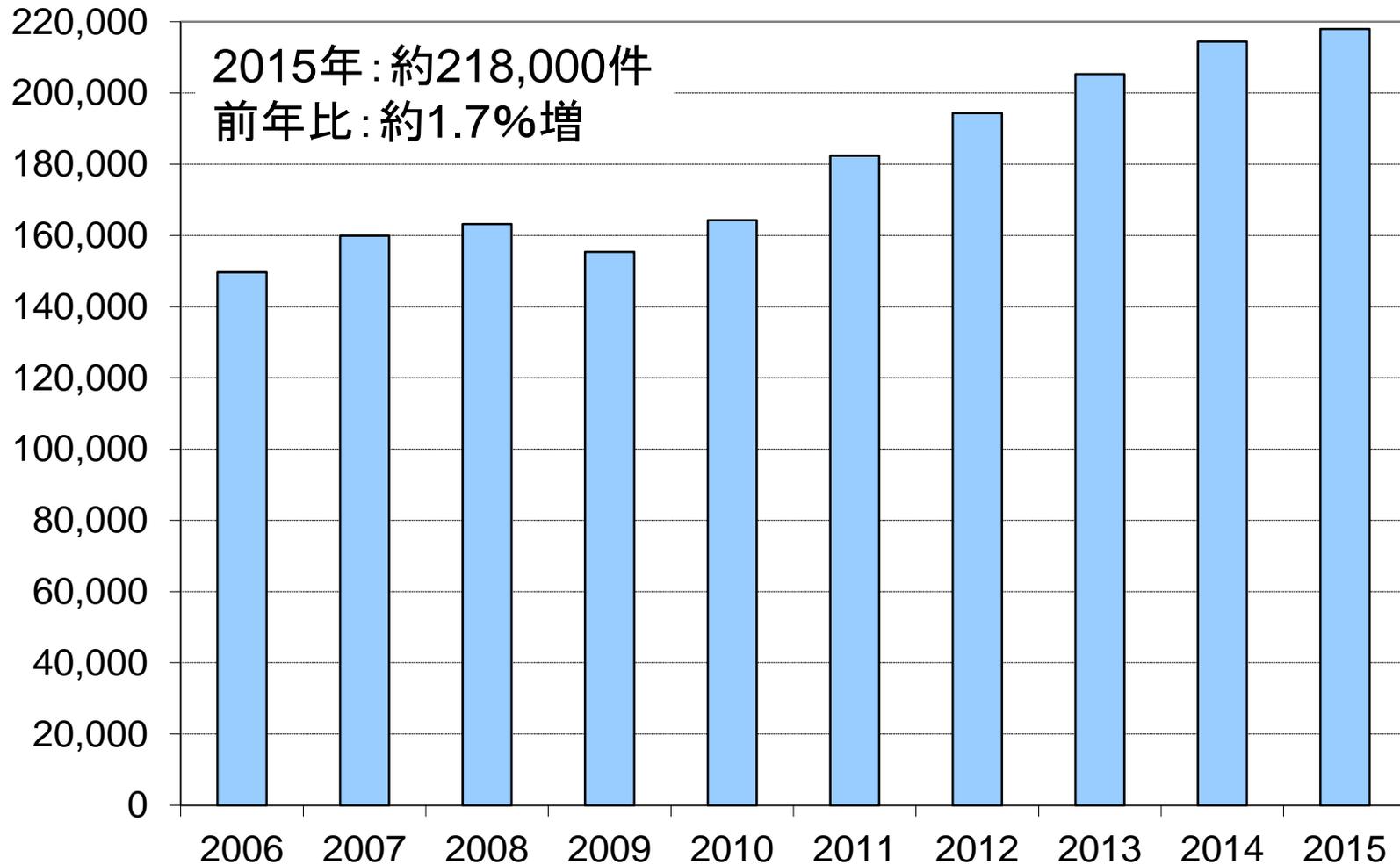


<最近の加盟情報>

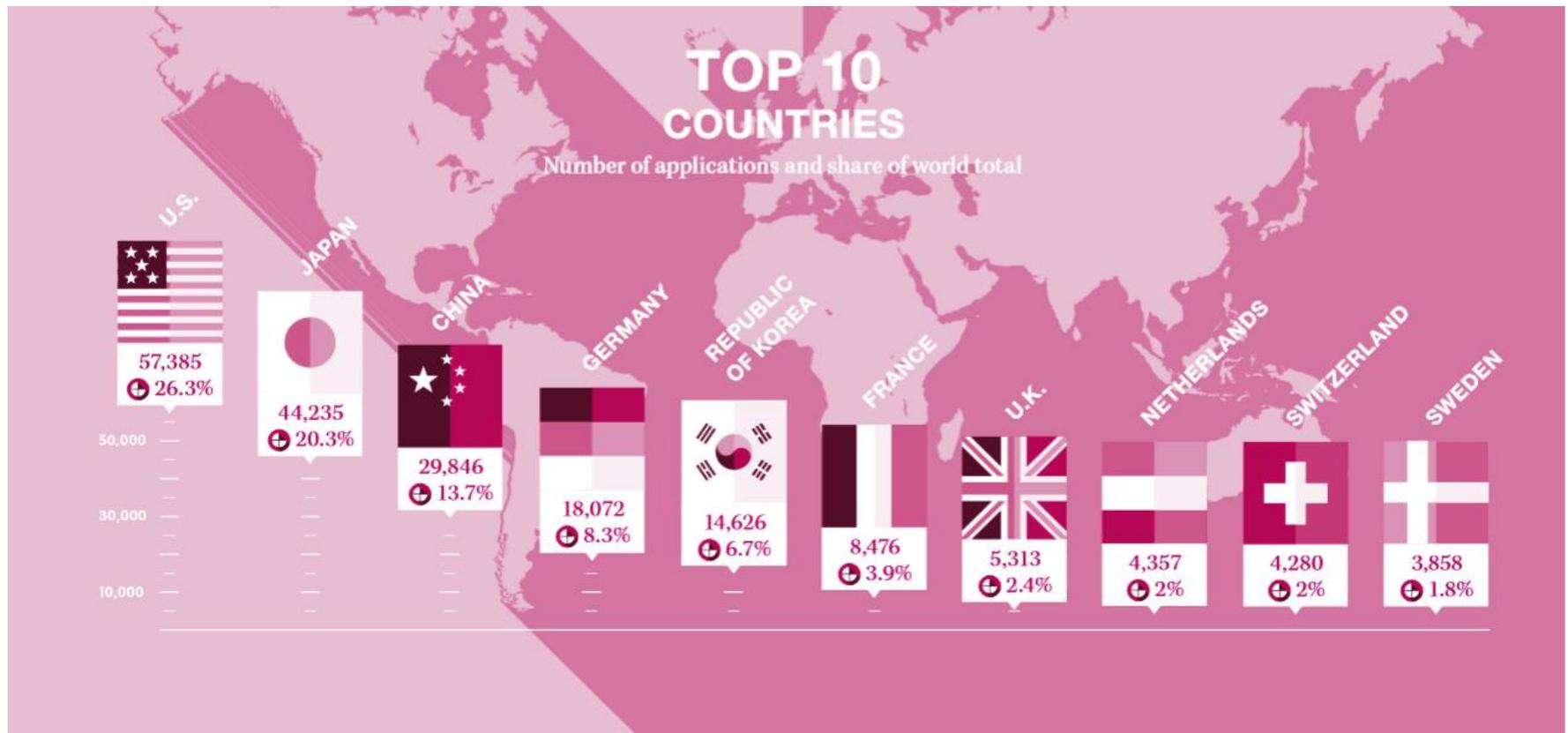
- ・クウェート(2016年6月9日加盟、9月9日発効)
- ・ジブチ(2016年6月23日加盟、9月23日発効)
- ・カンボジア(2016年9月8日加盟、12月8日発効)

http://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html

PCT国際出願件数(国際出願日に基づく)



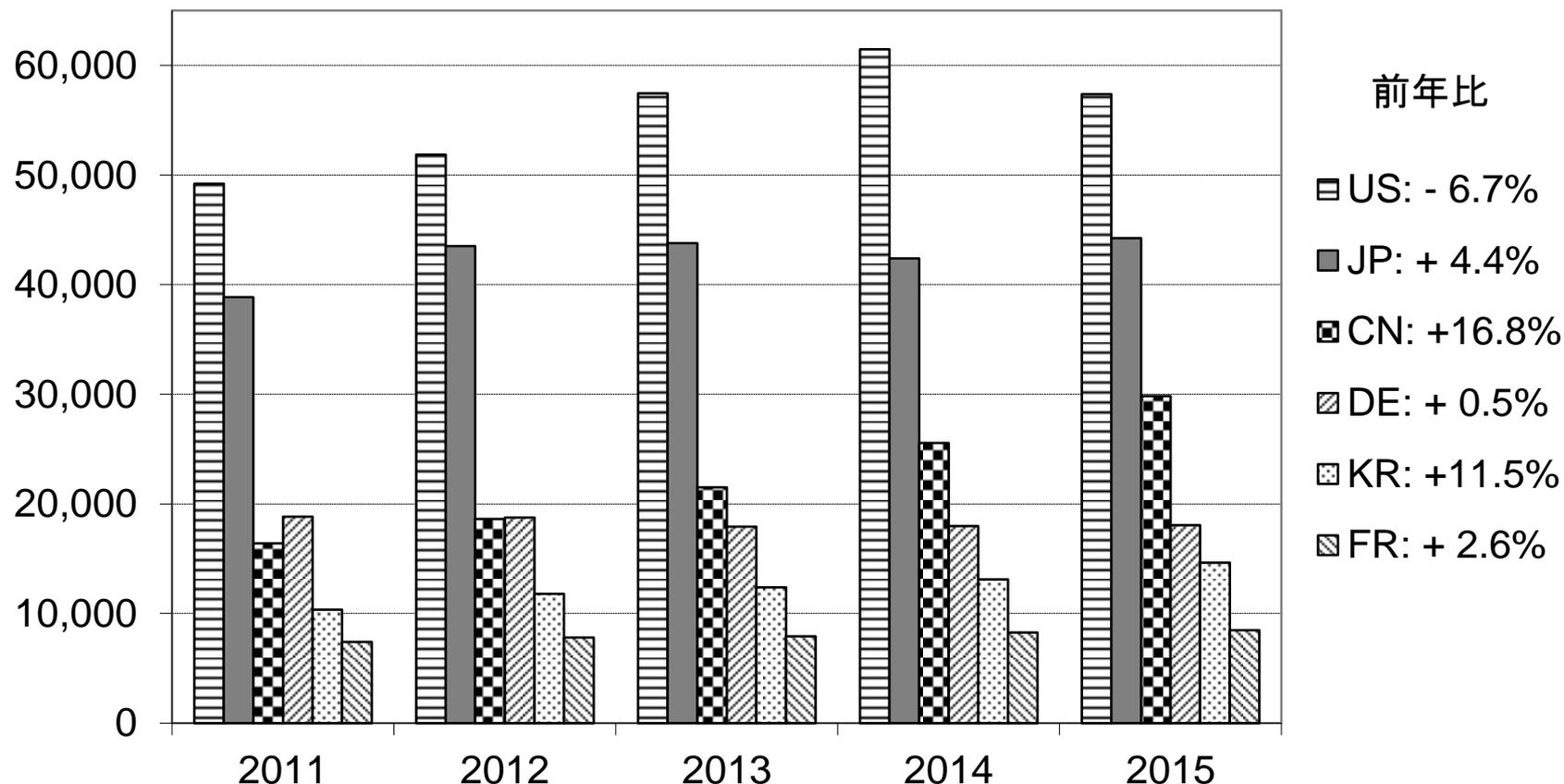
出願人国別PCT国際出願件数*（上位10ヶ国:2015年）



*国際出願日に基づく

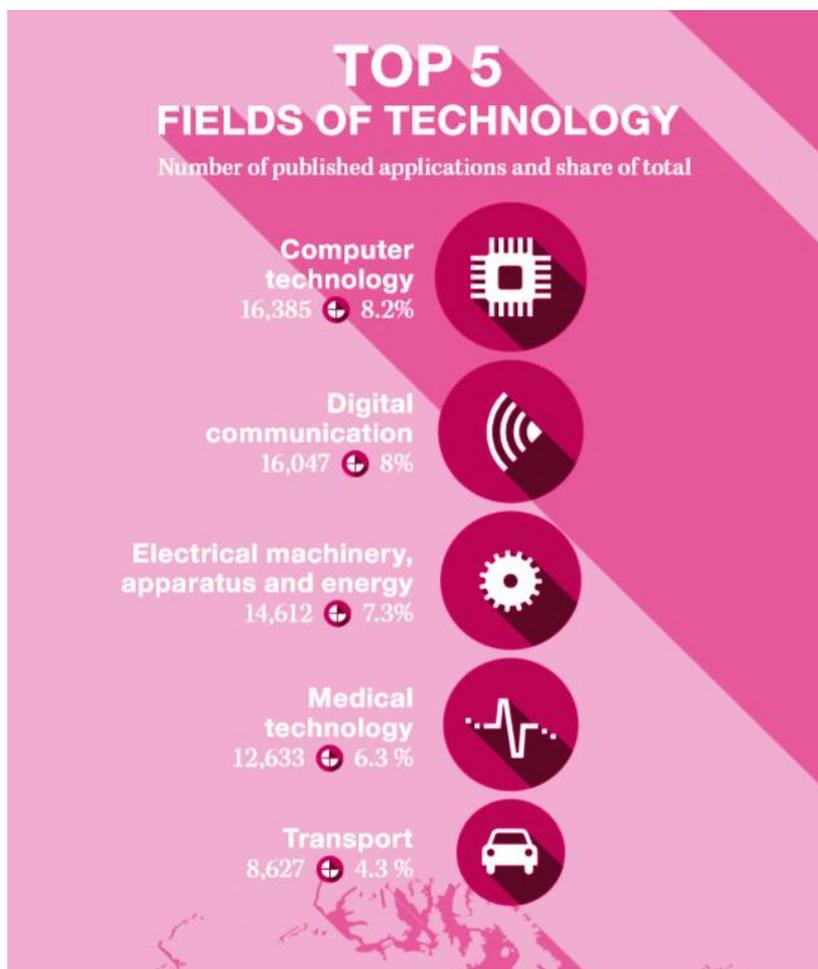
Source: http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0002.html

出願人国別PCT国際出願件数（国際出願日に基づく）



Source: WIPO Statistics Database, April 2016

国際出願の主な技術分野(上位5分野:2015)



Source: http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0002.html

2015年 PCT出願人トップ10

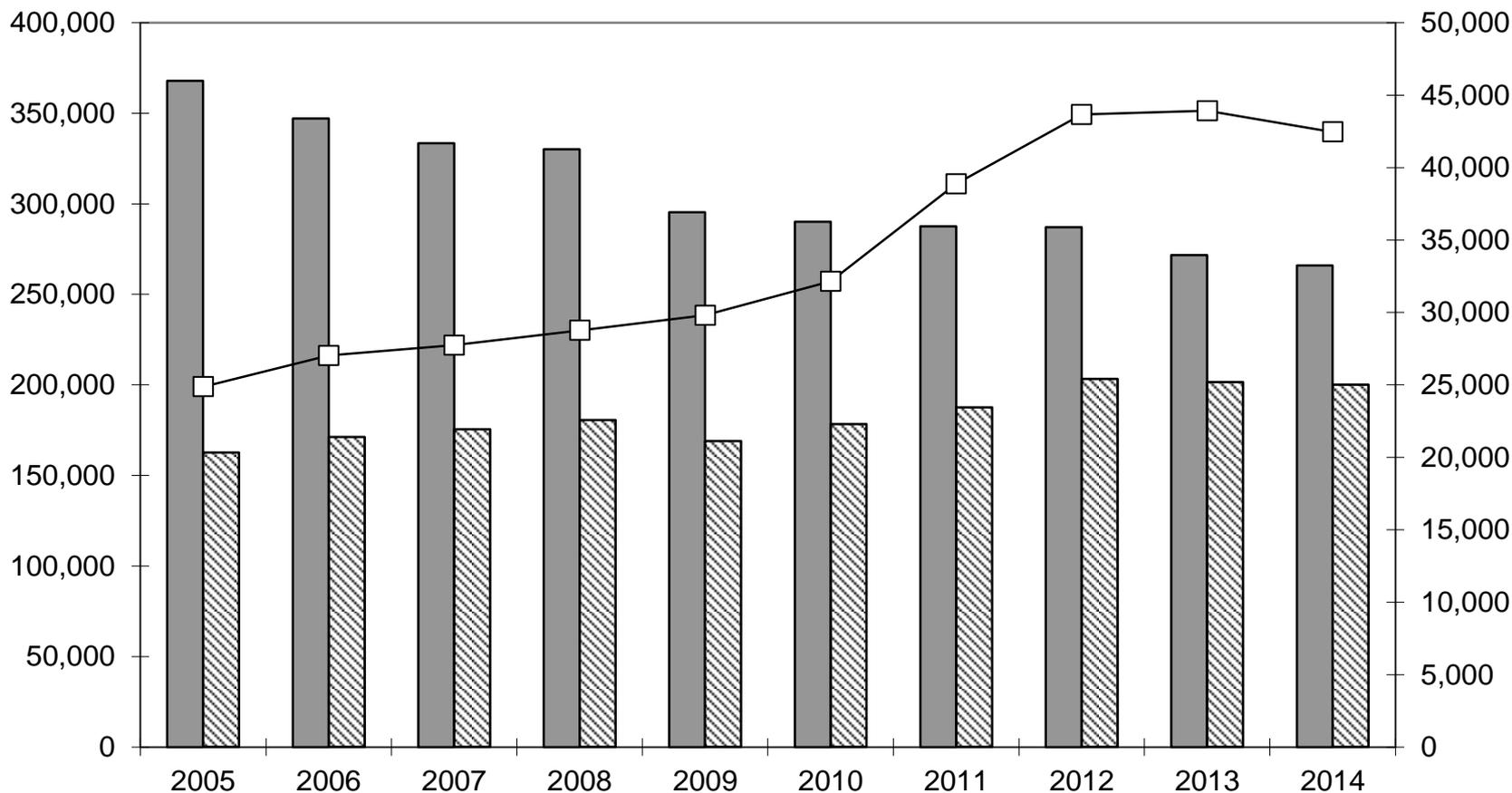
	出願人	2015年の 公開件数	2014年か らの増減
1	Huawei Technologies Co., Ltd. (CN)	3,898	+456
2	Qualcomm Incorporated (US)	2,442	+33
3	ZTE Corporation (CN)	2,155	-24
4	Samsung Electronics Co., Ltd. (KR)	1,683	+302
5	三菱電機(株)	1,593	0
6	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) (SE)	1,481	-31
7	LG Electronics Inc.	1,457	+319
8	ソニー(株)	1,381	+399
9	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,378	-13
10	Hewlett Packard Development Company L.P. (US)	1,310	+484
15	トヨタ自動車(株)	1,214	-164
16	パナソニックIPマネジメント(株)	1,185	+918
17	(株)日立製作所	1,165	+169
19	シャープ(株)	1,073	-154
21	富士フイルム(株)	947	-125

2015年 PCT出願人(大学) トップ10

	全体順位	出願人(大学)	2015年の公開件数	2014年からの増減
1	(50)	University of California (US)	361	-52
2	(91)	Massachusetts Institute of Technology (US)	213	-21
3	(114)	Johns Hopkins University (US)	170	+35
4	(121)	University of Texas System (US)	163	+9
5	(129)	Harvard University (US)	158	+11
6	(186)	University of Michigan (US)	116	+38
7	(209)	University of Florida (US)	108	+27
8	(220)	Tsinghua University (CN)	102	+32
9	(223)	東京大学	101	+22
10	(229)	Leland Stanford Junior University (US)	99	-14

16	(297)	京都大学	76	-5
21	(322)	大阪大学	72	+10
26	(382)	九州大学	57	-15
28	(390)	東北大学	56	+1

日本出願人による内外国への出願件数



- 国内出願：直接国内出願（出願日）及びPCT国内段階移行出願（移行日）の合計
- ▨ 外国出願：直接外国出願（出願日）及びPCT国内段階移行出願（移行日）の合計
- PCT出願：PCT出願（国際出願日）（右側の軸）

Source: WIPO Statistical Country Profiles

PCTユーザー調査(2015年)

- 2015年に第2回PCTユーザー調査を実施：
 - 国際事務局 (IB) が直接提供するPCTサービスの満足度の調査
 - 2008/09年に実施された調査結果との対比
 - WIPO以外の官庁や機関が提供するPCT関連サービスへの満足度調査
- 本調査は9言語で行われ、1,036者からの回答があり、PCT制度全体に対して高い満足度が示された(回答者上位:US(17%)、CN(14%)、JP(9%))
 - WIPOが提供するPCTの情報やサービスに対する全体の満足度は89% (2009年比で11%増)
 - WIPOが提供するPCTの研修に対する満足度は90%以上
 - 官庁や機関(受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関を含む)の提供するPCTサービスに対する満足度は83%
 - WIPOウェブサイトのPCT関連箇所、例えば*PCT出願人の手引*、PCTトレーニング、ePCT、言語に特化したサービス、WIPOへの手数料支払に関する個別の改善提案が出された
- 次回調査は2017年に実施予定

第2部 PCTのメリット

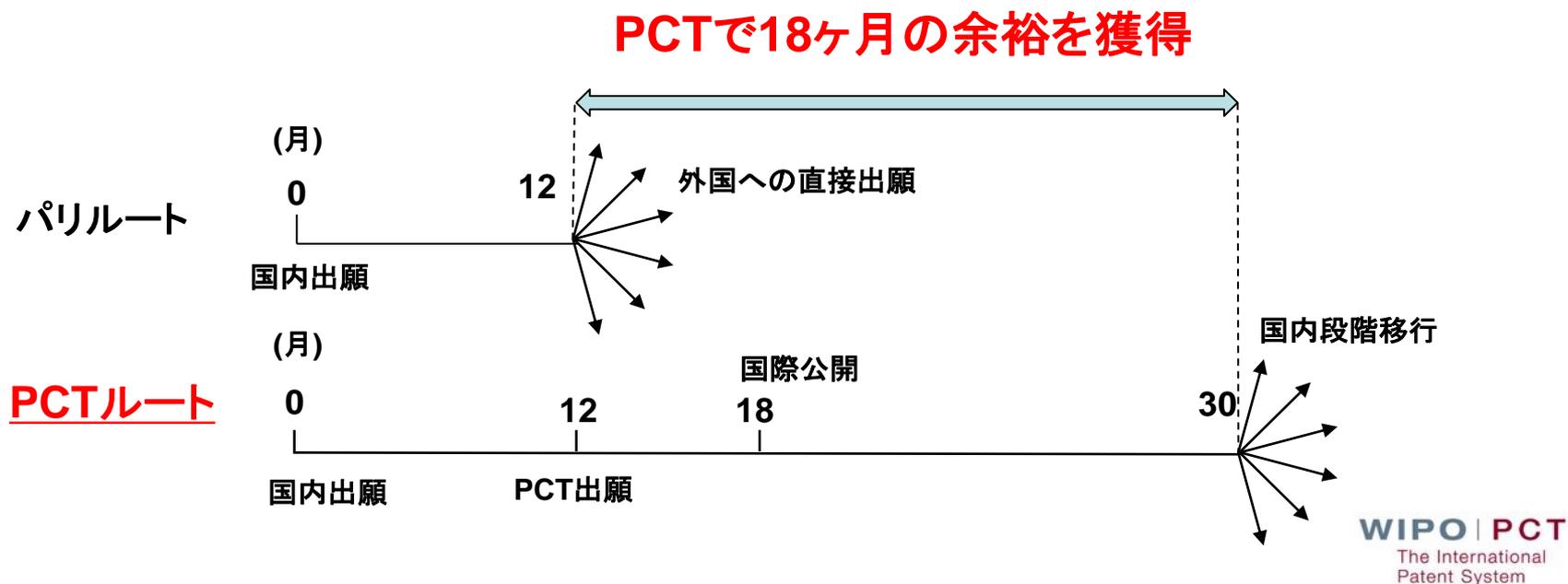
PCTの主なメリット

- PCT締約国(151ヶ国)での出願日の確保
- 優先日から30ヶ月の国際段階期間の活用
- コストの節減
- 国際段階での一度の手続
- ダイレクトPCT出願(優先権主張無しの出願)の積極的利用
- 国内段階での早期審査・料金減額、PCT-PPHの利用
- 国毎の移行時期の調整
- 国際段階でのセーフガード(優先権回復、引用補充等)
- 簡便な出願、翻訳の先送り、誤訳訂正
- 国際調査報告、見解書の活用
- ePCTの活用

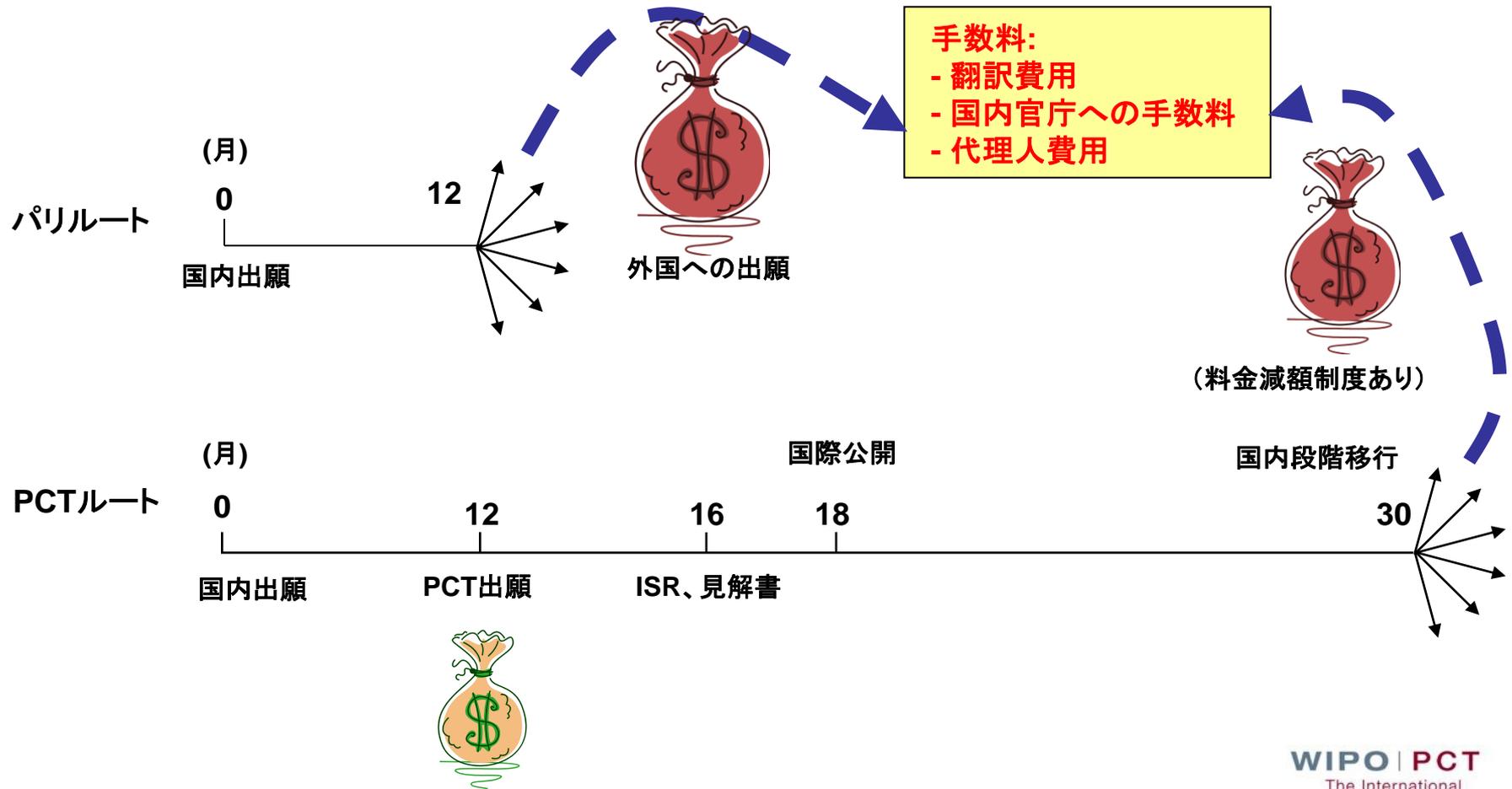
✓ 権利化する国が決まっていない



- 例えば、最先端の研究分野で権利化国が決まっていない、事業のパートナーを見つけてから権利化国を決めたい、生産拠点が決まっていない、マーケティングに時間がかかる、競合他社の動向が把握できていない、規格会議の結果次第で決めたいなど、PCTではプラス1年半の余裕

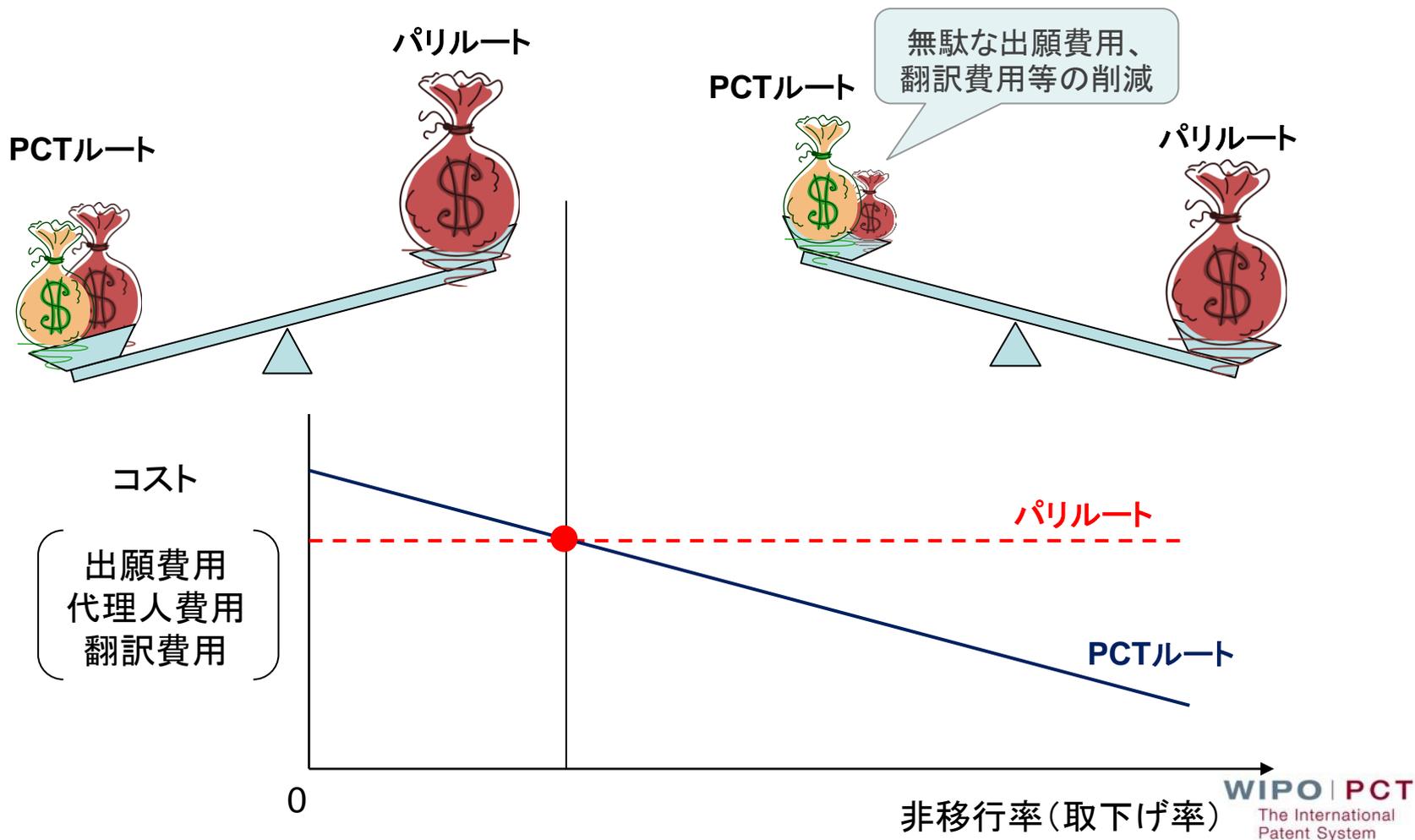


✓ PCTは本当に高いのか？



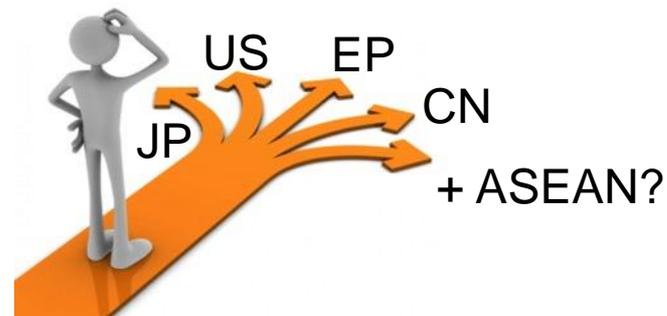
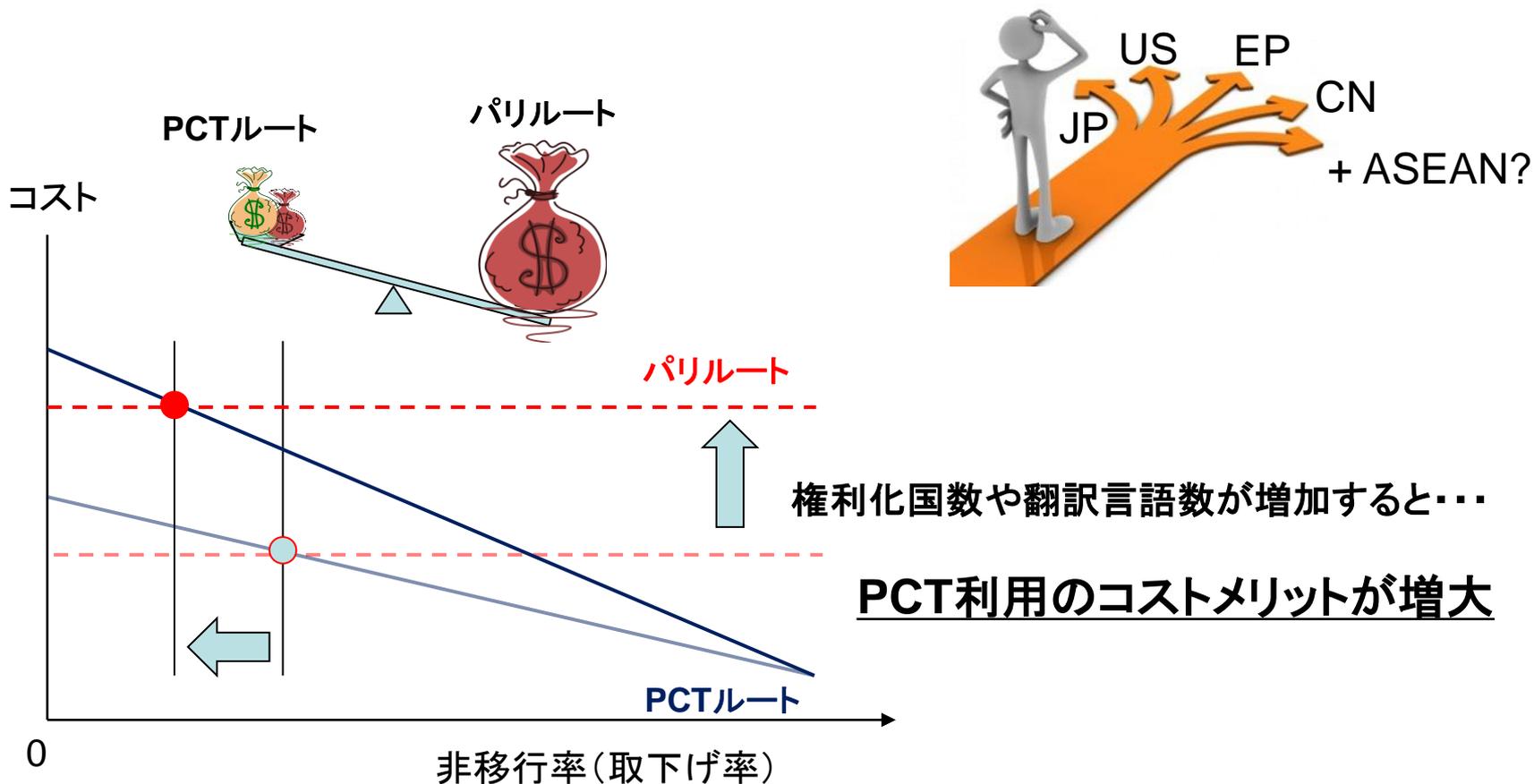
✓ PCTは本当に高いのか？

- 平均で考えるとPCTルートの方が費用を抑えられる場合が多い



✓ 複数国で権利化の傾向＝コストメリット大

■ 権利化国数が増加するとPCT利用によるコストメリット大



✓ 方式的な処理の一本化

- PCTでは請求の範囲や出願人名義など、各国に同じ状態で移行できる
 - PCTルートでは、国際段階で名義変更、補正を行っておくことにより、同じ状態で各国に移行可能であり、名義変更や補正にかかる手数料は不要
 - 一方、パリルートでは、各官庁に対して手続きを行う必要があり管理負担が大きく、手数料が必要な場合も多い

✓ ダイレクトPCT出願(優先権主張無しの出願)

- (国際出願日=優先日なので) 早期にISR及び見解書を入手可能



- ❑ ISRの内容を考慮した上で、出願取下げによるノウハウ化の検討やそのPCT出願を優先基礎とするPCT出願を行うことが可能
- ❑ 発明者への早期フィードバックが可能、ISRへの対応策検討も容易
- ❑ 国際公開前の早期国内段階移行も可能
- ❑ 肯定的な見解が得られた場合、早期国内段階移行+PCT-PPHにより、国際公開前の権利化も可能

■ PCT-PPH

- PCT国際段階で肯定的な見解（見解書、特許性に関する国際予備報告第I章又は第II章）を得た場合、参加国の国内段階で早期審査を受けることが可能
- 詳細: http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html



PPH参加国

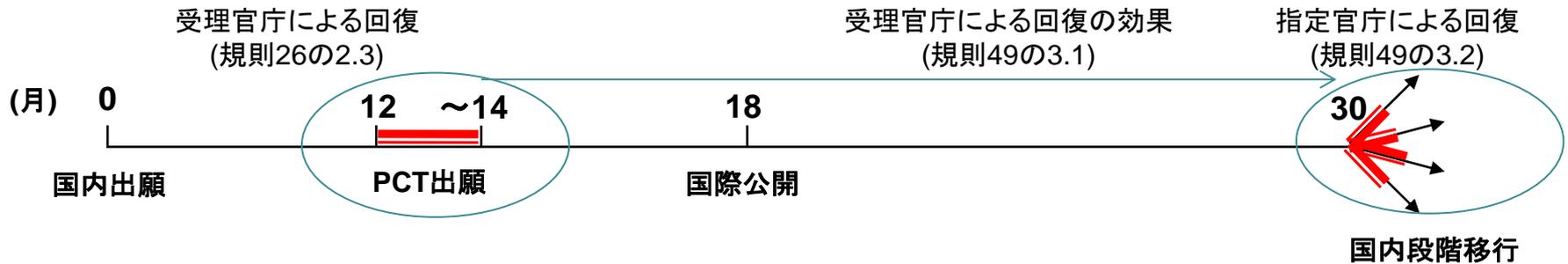
	JP	US
特許査定率(%)	82.1 (69.3)	84 (68)
一次審査段階での特許査定率(%)	16 (9.5)	20 (14)
PPH請求から一次審査までの平均期間(月)	4.6 (9.6)	7.5 (-)
PPH請求から最終処分までの平均期間(月)	9.6 (18.8)	17.4 (-)
平均オフィスアクション回数	1.1 (1.1)	2.9 (3.1)

特許庁: <http://www.jpo.go.jp/pph-portal/statistics.htm>

2016年8月掲載PCT-PPH統計データ
()内は全出願のデータ (PPH案件を含む)

✓ セーフガード(優先権回復)

■ 万が一、優先期間(12ヶ月)を過ぎてしまった場合の救済措置



□ 優先権の主張を伴ったPCT出願において、国際出願日が優先期間(12ヶ月)の満了の日の後であるが、当該満了の日から2ヶ月以内であり、受理官庁(又は指定官庁)が採用する基準を満足すれば、優先権を回復する(参考:PCT出願人の手引 国際段階の概要5.062-5.069、国内段階の概要6.004-6.011参照)

□ 回復のための基準(各官庁が選択(又は両方)採用):

優先期間の徒過が、

- 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
- 故意ではない場合

(詳細:受理官庁ガイドライン 166A-P <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf>)

✓ セーフガード(優先権回復)

□ 主な官庁の優先権の回復のための基準と手数料

	受理官庁(RO)	指定官庁(DO)	手数料
日本(JP)	相当な注意	相当な注意	無料
米国(US)	故意ではない	故意ではない	USD 1,700
欧州(EP)	相当な注意	相当な注意	EUR 640
中国(CN)	相当な注意 故意ではない	—	CNY 1,000
韓国(KR)	—	—	—
国際事務局(IB)	相当な注意 故意ではない	—	無料

- RO/JP、DO/JPともに、2015年4月1日以降の国際出願が対象
- 全締約国の情報：<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>
- 現在、いくつかの官庁が適用を留保：
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

✓ セーフガード(引用補充)

■ 引用による補充

□ 優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が誤って欠落している場合には、国際出願日に影響を与えることなく補充可能

- 要素＝明細書の全部、請求の範囲の全部
- 部分＝明細書の一部、請求の範囲の一部、図面頁の一部又は全部

□ 要件:

- 基礎出願が要素又は部分を包含（規則20.6(b)）
- 願書に引用による補充（可能性）の陳述を記載（規則4.18）
- 引用による補充の確認を期限内（出願から2ヶ月又は訂正の求めから2ヶ月）に行う（規則20.6及び20.7）

□ 受理官庁に提出すべき書類 (規則20.6)

- 確認する書面の通知
- 欠落要素（部分）の用紙
- 優先権書類が未だ提出されていない場合には、提出された先の出願の写し
- 国際出願がされた言語ではない場合には、先の出願の翻訳文
- 優先権書類（及び、翻訳文）のどこに当該部分が記載されているかに関する表示

* 国内法令に適合しないことの宣言(留保)が複数の受理官庁及び指定官庁によってされている:

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

✓ 翻訳、誤訳訂正

- 日本語出願の場合、他国で権利化する際に翻訳が必要
 - PCTでは国内移行時までには翻訳文を用意すればよいので時間的な余裕あり
- PCTでは国際出願に基づき誤訳訂正が可能
 - 国内段階移行後はPCT国際出願に基づき誤訳訂正が可能であり、翻訳が困難な言語(中国語等)において誤訳訂正は特に有用
 - 一方、パリルートでは、各国出願後に補正は可能だが、当該国へ出願した(翻訳後の)明細書の範囲内

第3部 実務アドバイス

PCT Newsletter

- PCTに関する最新動向や実務アドバイス等を毎月紹介(夏は合併号)
- WIPOウェブサイトで過去の実務アドバイスをテキスト検索可能(英語版のみ)



英語版



日本語抄訳

英語版 : <http://www.wipo.int/pct/en/newslett/>
日本語抄訳 : <http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/>

規則92の2に基づく請求をする際のベストプラクティス

(PCT Newsletter 2016年1月号より)

- 3ヶ月前に国際出願を提出した代理人です。当該出願の出願人は、最近引っ越しました。公開されるPCT出願の書誌情報に新しい住所を記載するためのベストプラクティスを教えてください。
 - 住所変更は、PCT規則92の2に基づく請求により通知し、優先日から30ヶ月の期間の満了前にIBが受理する必要あり
 - 国際公開に間に合わせたい場合は、公開の技術的準備が完了(公開日の15日前)する前日の真夜中までにIBが受理する必要あり
 - IBへ直接提出することを推奨
 - ePCTによる手続きを推奨
 - Eメールでの請求は受理しない
 - *PCT出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ11.018から11.022参照

規則 92の2に基づく変更(名義変更等)をしたい (よくあるお問い合わせ)



■ いつ? 優先日から30ヶ月以内

- ❗ 国際公開に間に合わせたい場合、国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達している必要有り

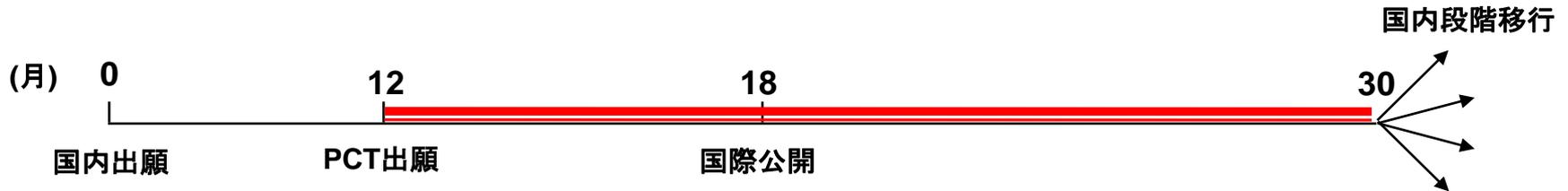
■ どこに? 国際事務局 (受理官庁経由でも可能だが、国際事務局への送付期間を考慮する必要有り)

- ePCTを推奨

■ どのように?

- カバーレター(英文)と、請求の内容を記載した書簡を提出(カバーレターは、ePCTでは自動的に作成される)
- 書簡に決まった様式はない(日本国特許庁のホームページで公開されている様式を参考に作成した書簡を添付し提出することも可能)
- 少なくともカバーレター又は書簡に権限のある者による署名が必要

複数のPCT出願について規則 92の2に基づく変更をしたい (よくあるお問い合わせ)



■ どのように?

- ❑ 国際事務局に対して、複数の国際出願に係る規則92の2に基づく変更の記録要請 (Multiple Rule 92bis requests) を行う
- ❑ ePCTを推奨。ePCTパブリックサービスでは、変更予定の案件のうちどれか一つを特定し、ドキュメントアップロードにて“複数の国際出願に係る規則92の2に基づく変更の記録要請”を選択し、当該変更に必要な書類と案件番号のリストをアップロードする
- ❑ ただし、案件の状況によっては利用できない場合もあり、事前に案件の担当者(第5部に掲載の「WIPOへのお問い合わせ(1)」を参照)に連絡することを推奨

新しい代理人の記録の要請をその代理人自身が行う

(PCT Newsletter 2014年9月号より)

- 国際事務局(IB)にPCT規則92の2に基づき代理人の変更を記録するための要請を送付した。しかしIBから委任状がないと手続きできないと通知があった。IBは委任状提出要件を放棄していたはずだが、なぜ委任状が必要なのか？

- 各官庁は規則90.4(d)に従い、別個の委任状を提出する要件を放棄できる
- IBは委任状提出要件を放棄しているが、「代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時」には例外的に委任状が要求される旨規定(出願人の手引/IB付属書B)
- つまりIBでは出願時の願書に記載されていない者による手続きには委任状が必要
- 各官庁の情報は、PCT出願人の手引 付属書C、又は下記リンク先を参照

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

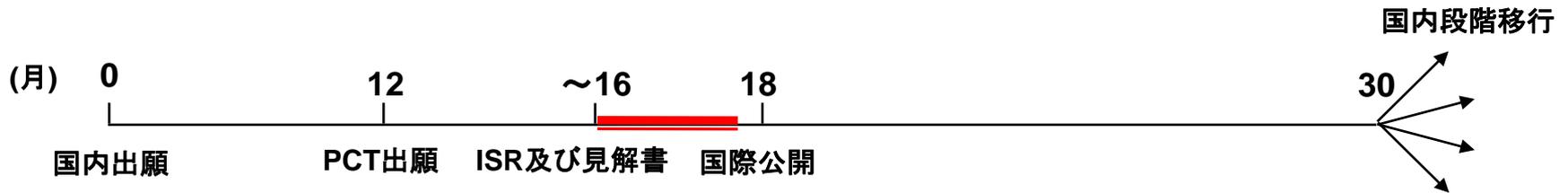
国際公開日はいつ？公開を回避する方法は？ (よくあるお問い合わせ)



- いつ？ 優先日から18ヶ月（経過後できるだけ早く）
 - 原則、毎週木曜日に公開（公開日の約1ヶ月前には公開予定日が確定）
 - 正確な公開日は、個別案件の担当（第5部に掲載の「WIPOへのお問い合わせ（1）」を参照）に確認
 - ❗ □ 公開日は未公開情報なので、原則電話での回答はしていない。電話での問い合わせの場合は、願書に記載のファックス番号（または願書でE-mailによる通知を許可していればそのアドレス）へ公開日を通知する。
- 国際公開を回避するには？
 - 公開の技術的準備が完了する前（公開日の15日前）までに取下げ通知が国際事務局に到達している必要あり（様式PCT/IB/372の利用を推奨）
 - 全出願人の署名が必要（代理人が行う場合は、全出願人からの委任状が必要）

19条補正はどこに提出するのか？

(よくあるお問い合わせ)

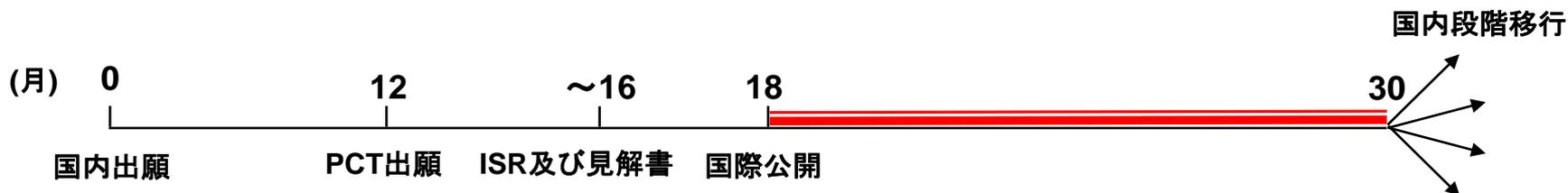


- どこに？ IBに直接提出
 - ePCTを推奨
- いつ？ ISRの送付から2ヶ月又は優先日から16月の遅い方まで
 - ただし、当該補正が国際公開の技術的準備が完了する前にIBに到達した場合には、前記期間の末日にIBが受理したものとみなす
 - IBは期限内に受理したかどうかPCT/IB/346で出願人に通知する

IBからのお願い

- 19条補正をIBに提出する際は、請求の範囲のテキストをコピー・アンド・ペースト可能なPDFファイルで作成していただき、ePCT経由で提出頂ければ、その後のIBでの処理が非常にスムーズになります
- また、ePCTをご利用いただければ、FAXでの提出と違い、IBに届いているかどうか、画面上で即座に確認できます

発明の名称や要約の翻訳文を修正したい場合は？ (よくあるお問い合わせ)



■ どのように？

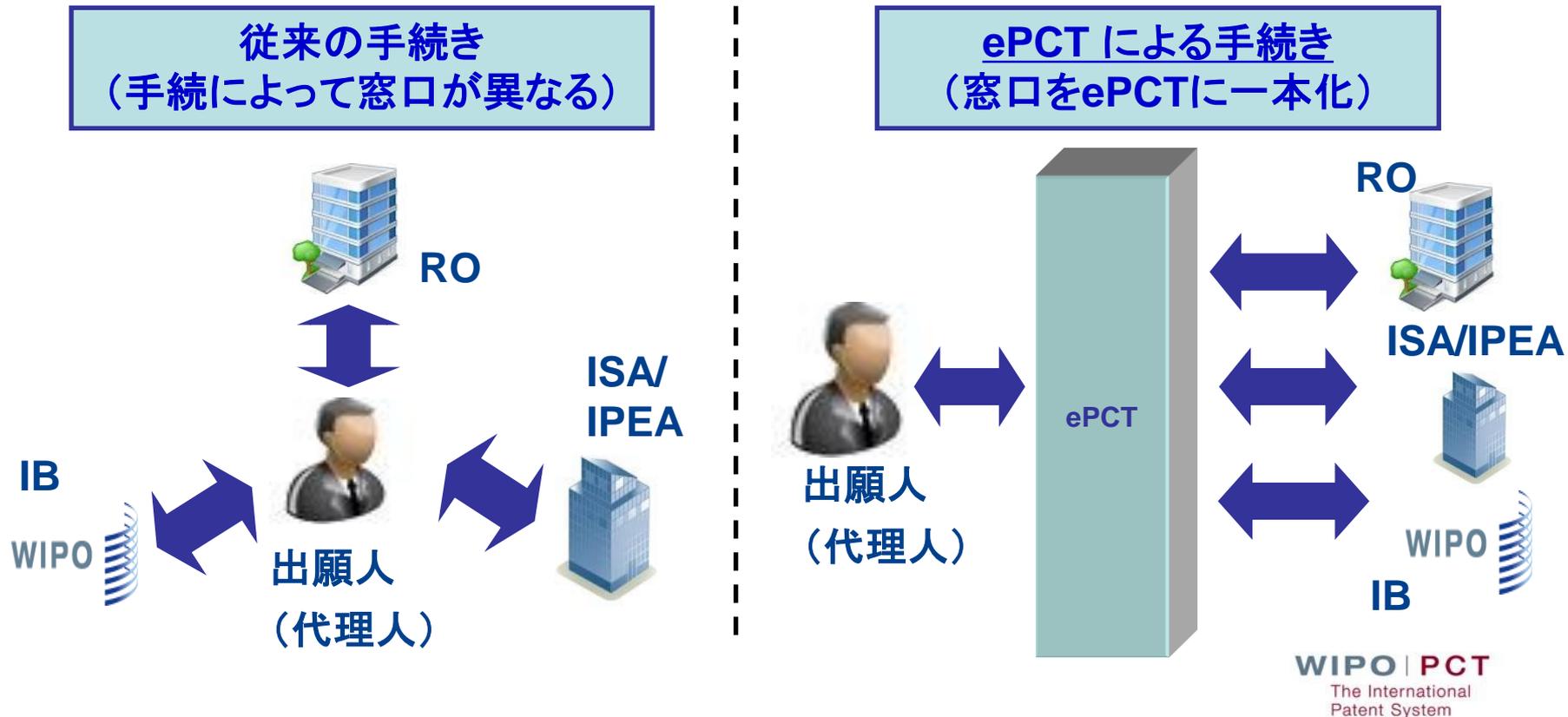
- 日本語で国際出願した場合、発明の名称や要約は日本語及び英語の双方で国際公開されるが、その際の翻訳文は国際事務局（IB）の責任において作成される（規則48.3(c)）
- 作成された翻訳文が誤っている（適切でない）と考える場合、より適切と考える翻訳文を書簡形式でIBに提出することは可能（事前の受付はしていない）
- IBにおいて書簡の内容が妥当と判断された場合には、訂正された国際公開公報が発行される

第4部 ePCT

ePCTとは？

テキスト181-204ページ参照

- ウェブ上で出願人・RO・IB・ISA・IPEA間のPCT手続きを行う為のサービス
- ユーザーインターフェイスはすべてのPCT公開言語で利用可能
- 2016年10月現在、IB及び一部の官庁に対する手続きのみ実施可能



ePCTの活用例

- 名義変更や住所変更届けを提出（ドキュメントアップロード、アクション機能の利用）
 - ウェブ上からの提出なので、通信費がかからず経済的
 - FAXと違い、国際事務局で受領したことが即座に分かるので安心
 - 提出後にその手続状況を確認している

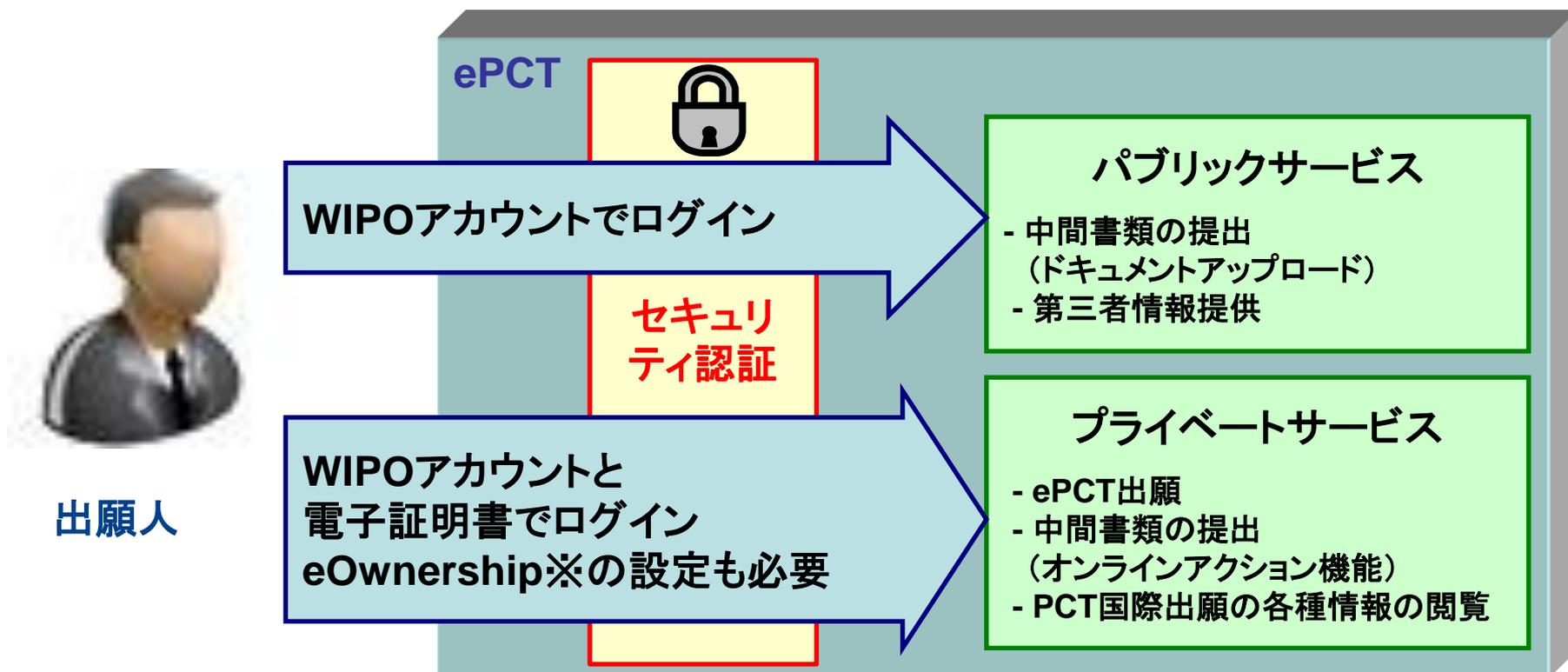
- 先行技術文献の情報を提供（第三者情報提供制度の利用）
 - 競合他社の出願に関する有力な先行技術を知っていたので提供した

- PCT出願の管理に利用（ePCTプライベートサービスの利用）
 - 国際事務局からの通知を即座に確認でき便利
 - 期限が近付いた際にメール通知があり期間管理に役立つ
 - 代理人だけでなく出願人も確認できる
 - ePCTメッセージで国際事務局の担当者に問い合わせ（公開日など）している

- RO/IB出願で利用（ePCT出願機能の利用）
 - 優先権の回復を希望する案件で利用した

ePCTの機能：パブリック/プライベートサービス

- ePCTが提供するサービスは、「パブリックサービス」と「プライベートサービス」に分けられ、それぞれログイン方法や利用できる機能が異なる



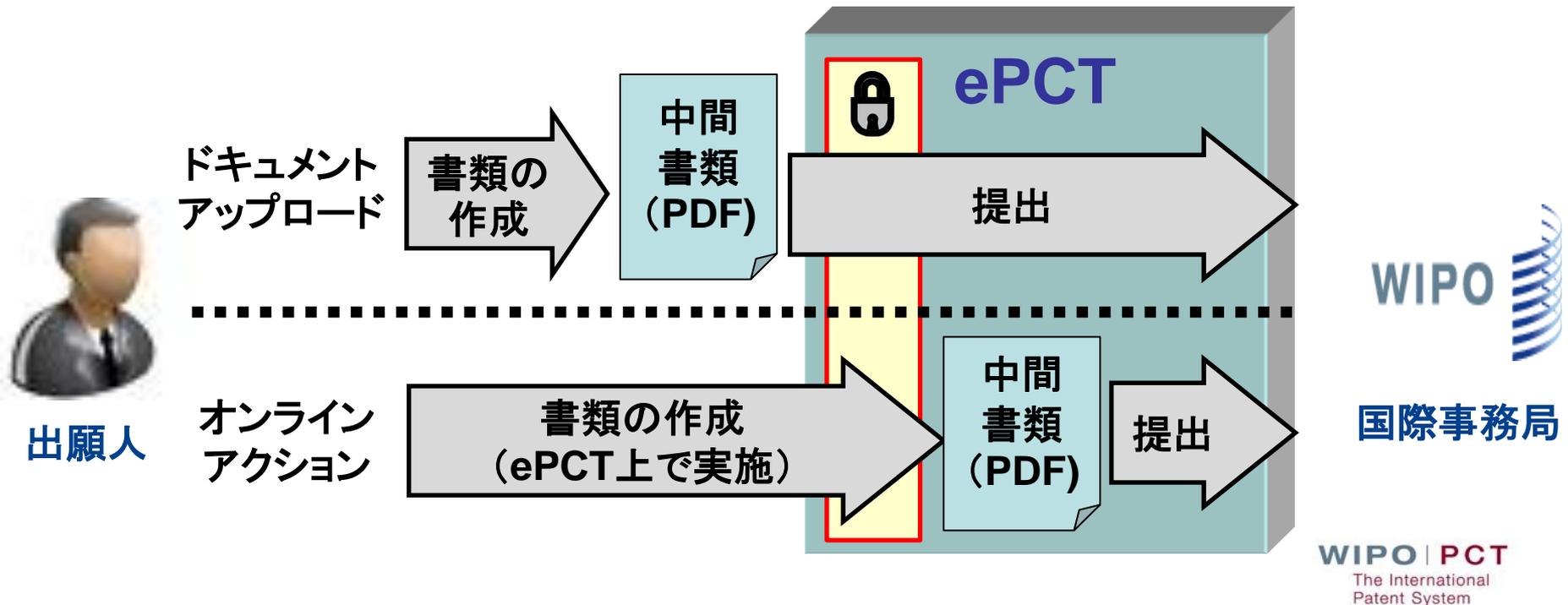
※ePCTにおいて、PCT出願にアクセスし管理する権利
詳細はテキスト188－192ページ参照

ePCTの機能 : パブリック/プライベートサービス

機能名		パブリック	プライベート
PCT中間書類の提出	ドキュメントアップロード	○	○
	オンラインアクション	× (一部のみ○)	○
ePCT出願 (ePCT-Filing)		×	○
PCT国際出願情報の閲覧		×	○
タイムラインの表示		×	○
電子メールによる通知		×	○
手続き履歴の参照		○	○
ワークベンチによる管理		×	○
eOwnershipによるアクセス権の管理		×	○
ePCTメッセージの送信		○	○
第三者情報提供		○	×

ePCTの機能：中間書類の提出

- 以下の2つの提出方法により、国際事務局 (IB) に対して中間書類を提出可能
 - ドキュメントアップロード [パブリック/プライベートサービス]
 - PDF形式の中間書類をePCT経由で提出
 - オンラインアクション [プライベートサービス (一部のみパブリック)]
 - 中間書類をePCT上で作成し提出



ePCTの機能：ドキュメントアップロード [パブリック/プライベートサービス]

- PCT国際出願に関する手続き書類(PDF形式のファイル)を、ePCT上から国際事務局(IB)に提出することができる
- 電子メールによる提出は不可
- PDFファイルが原本として扱われ、作成した書類の郵送は不要

[利用するメリット]

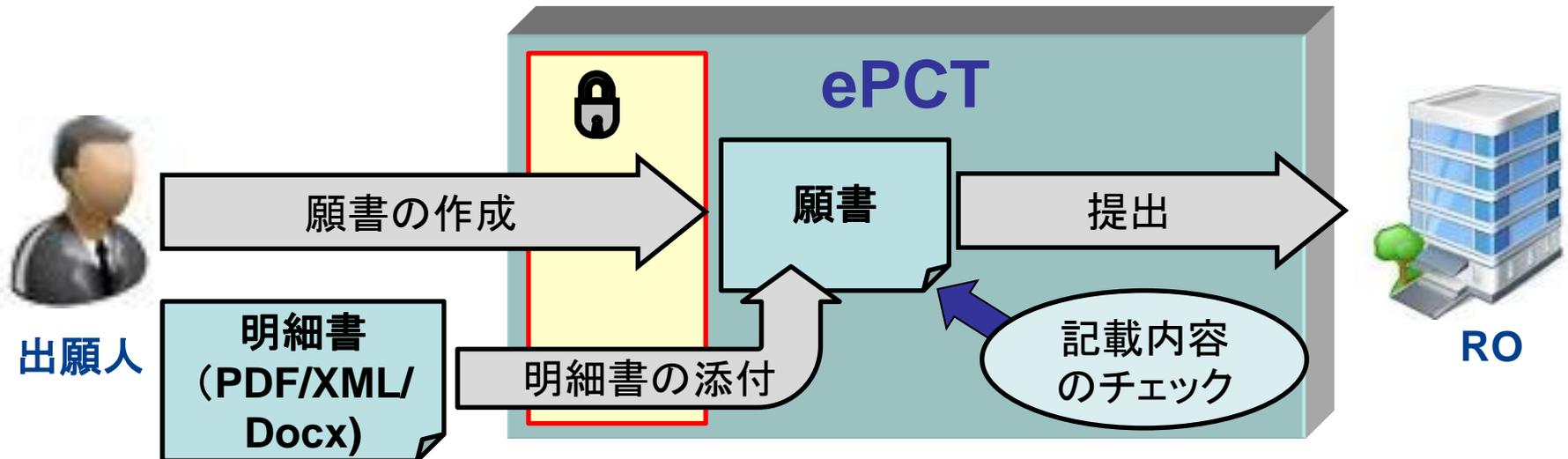
- 文書を国際事務局に瞬時に提出可能
- 文書が正しく送付されたことを、提出直後に確認可能
- 文書の送付履歴やその後の手続情報を、リアルタイムで確認可能
- カバーレターがePCT上で自動的に作成される
(別途カバーレターを作成する必要が無い)

ePCTの機能：ePCT出願（ePCT-Filing） [プライベートサービス]

■ ePCT出願のメリット

- ❑ ソフトウェアのインストール・アップデートが不要
- ❑ PCT-SAFEよりも高度な願書作成機能
- ❑ eOwnership (PCT国際出願へのアクセス権) の設定不要
- ❑ MS-Word による明細書 (Docx形式) のXML出願に対応

■ 2016年10月時点で出願可能な受理官庁は一部のみ (RO/JPは未対応)



ePCTの機能：第三者情報提供 [パブリックサービス]

- ePCT上から(PATENTSCOPEにリンクあり)、国際公開済みのPCT国際出願に対して、新規性や進歩性に関する第三者による情報提供を行うことができる
 - 国際公開以降、優先日から28ヶ月までの間に提出可能(無料)
 - 各提供者は、各国際出願につき1回のみ情報提供が可能
 - 情報提供は国際公開言語のいずれかで行うが、先行技術文献の写しについてはいかなる言語でも提出可能
 - 匿名での情報提供も可能
 - 提供された情報は、IBから出願人や関係国際機関(ISA等)に送付され、PATENTSCOPEで閲覧可能(先行技術文献の写しは除く)となる
 - 出願人は優先日から30ヶ月まで情報提供に対するコメントを提出可能
 - 優先日から30ヶ月の期間の満了後、提供された情報や出願人からのコメントは国内官庁に送付される(考慮するか否かは官庁次第)
- 第三者情報提供のためのユーザーガイド:

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_observations.pdf

ePCTポータル

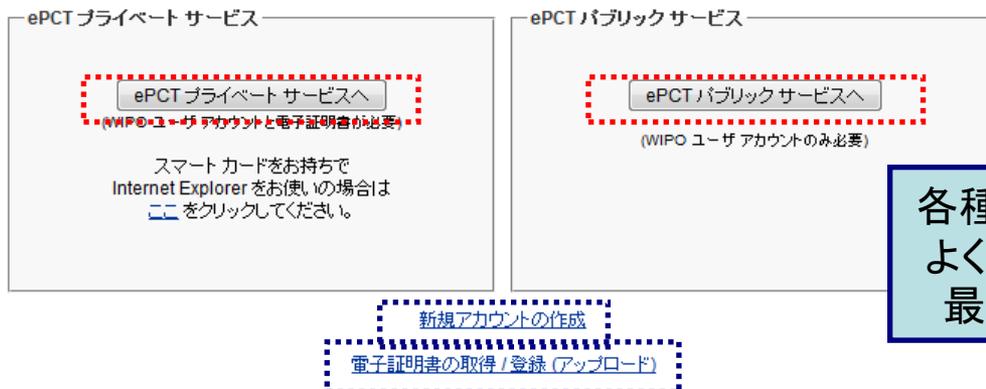
言語の切り替え

お問い合わせ

ePCT ポータル

ePCTシステムでは2種類のオンライン サービスを提供しています。

- ePCT パブリック サービスは、標準の WIPO ユーザ アカウントを作成することによりご利用いただけます。このサービスでは、ドキュメントのアップロード機能や以前にアップロードしたドキュメントへのアクセス機能、および第三者による情報提供制度がご利用いただけます。
- ePCT プライベート サービスのご利用には、電子証明書による WIPO ユーザ アカウントの追加認証が必要です。アカウントの認証後は、2009年1月1日以降に出版された国際出願に関連するさまざまな機能をご利用いただけます。また、このサービスを利用して新規に国際出願を作成し、オンライン出願することもできます。



各種マニュアル・よくあるご質問・最新情報など

電子メール アップデート

PCT ニュースレター (月次の PCT 最新情報、手数料やセミナー関連の情報を含む) (英語のみ)

[サインアップ](#) | [すべての WIPO ニュースレター](#)

サポート情報

- ▶ ePCT スタート ガイド
- ▶ ePCT ユーザ ガイド
- ▶ ePCT 出願ガイドライン
- ▶ よくある質問
- ▶ ePCT ドキュメント アップロード
- ▶ 第三者情報提供ユーザ ガイド
- ▶ ePCT 最新情報

官庁向けサポート情報

- ▶ ePCT スタート ガイド (官庁向け)
- ▶ ePCT ユーザ ガイド (官庁向け)
- ▶ ePCT 最新情報 (官庁向け)

その他

- ▶ ePCT をデモ モードで試す
- ▶ PCT 関連資料

WIPO アカウントの取得
電子証明書の取得・登録

デモモードで試す

ご利用条件

ePCTポータル(日本語版)
<https://pct.wipo.int/LoginForms/ja/epct.jsp>

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(1/6)

参考

1. ePCT ポータルで「ePCTパブリックサービス」にログイン

ePCT ポータル

ePCT システムでは 2 種類のオンライン サービスを提供しています。

- ePCT パブリック サービスは、標準の WIPO ユーザ アカウントを作成することによりご利用いただけます。このサービスでは、ドキュメントのアップロード機能や以前にアップロードしたドキュメントへのアクセス機能、および第三者による情報提供サービスがご利用いただけます。
- ePCT プライベート サービスのご利用には、電子証明書による WIPO ユーザ アカウントの追加認証が必要です。アカウントの認証後、2009 年 01 月 01 日以降に出願された国際出願に関連するさまざまな機能をご利用いただけます。

ePCT プライベート サービス

[ePCT プライベート サービスへ](#)
(WIPO ユーザ アカウントと電子証明書が必要)

Smart card をお持ちで Internet Explorer をお使いの場合は、[ここをクリック](#)してください。

ePCT パブリック サービス

[ePCT パブリック サービスへ](#)
(WIPO ユーザ アカウントが必要)

①「ePCTパブリックサービスへ」をクリック

ePCT パブリック サービス

すでに WIPO ユーザ アカウントをお持ちの方は、下からログインして ePCT パブリック サービスにアクセスしてください。(機密書類やデータにはアクセスいただけません。)

認証

ログインするには、ユーザ名とパスワードを入力してください。

ユーザ名:

パスワード:

[新規アカウントの作成](#)

[ユーザ名を忘れた場合](#)
[パスワードを忘れた場合](#)

[ログイン](#) [リセット](#)

②WIPOアカウントを入力

③「ログイン」をクリック

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(2/6)

参考

2. 国際出願を指定

④「国際出願検索」をクリック

国際出願検索

国際出願番号 PCT/IB2016/030009

国際出願日 22/01/2016

検索 リセット

⑤国際出願番号と国際出願日を入力し「検索」をクリック

⑥入力値が正しければ該当する国際出願の情報が表示される

PCT/IB2016/030009

国際出願日 2016/01/22

ポートフォリオ

IBの処理担当チーム R&PT [ePCT メッセージの送信](#)
電話 +41 22 338 95 23
電子メール epct@wipo.int

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(3/6)

参考

3. 書類のアップロード(1)

ePCT 国際出願検索 利用履歴 ポートフォリオ PCT/IB2016/030009

PCT/IB2016/030009

ファイル一覧 **ドキュメントアップロード** アクション

国際出願日 2016/01/22

ポートフォリオ

IBの処理担当チーム R&PT [ePCTメッセージの送信](#)
電話 +41 22 338 95 23
電子メール epct@wipo.int

1. 書類の種類を選択 >>

- [-] 条約第 19 条に基づく補正
 - [+] 請求の範囲の補正添付書簡 [アクション](#)
 - [+] 請求の範囲の補正についての説明書 [アクション](#)
 - [+] 請求の範囲の補正書 [アクション](#)
- [+] 補充国際調査
- [+] 規則 4.17 に基づく申立て
- [+] 補充/訂正
- [+] 翻訳文
- [+] 規則 90 の 2 に基づく取下げ
- [+] その他

アップロード上限: 1 ファイルあたり 20MB

+ 書類を追加 (PDF ファイル)

⑦「ドキュメントアップロード」をクリック

⑧提出する書類の種類を選択し、「書類(PDF)を追加」からあらかじめ作成しておいたPDF形式の書類を選択

※PDFファイルの形式について

以下の中間書類をePCTで提出する場合は、**記載された文字情報がコピー&ペーストできる形式**でご提出ください。

- 19条補正:補正書および説明書
- 規則92の2に基づく変更の記録要請

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(4/6)

参考

4. 書類のアップロード(2)

書類名	ファイル名	サイズ	削除
請求の範囲の補正添付書簡	請求の範囲の補正添付書簡.pdf	133 KB	
請求の範囲の補正についての説明書	請求の範囲の補正についての説明書.pdf	83 KB	
請求の範囲の補正書	請求の範囲の補正書.pdf	118 KB	

ドキュメントアップロード

連絡事項

TEST

出願人/代理人の署名*
署名者の氏名を明記(半角英字)

テキスト署名
 イメージ署名
 出願人/代理人の署名入りの書類を添付に含む

/ KAZUHIDE FUJITA /

⑨正しいファイルが選択されたことを確認

⑩カバーレターに記載する連絡事項(任意)と、署名(必須)※を記入し、「アップロード」をクリック
(※プレビューをクリックするとカバーレターを事前に確認できる)

※特許業務法人として手続きを行う際の記載例（個人名のみ・事務所名のみは不可）

	署名欄	連絡事項欄	備考
記載例	/TOKKYO Taro/	TOKKYO Taro is a patent attorney of Sample Patent Office	連絡事項欄が左記に相当する文言であれば可 (日本語でも可)
	/TOKKYO Taro, Sample Patent Office/		

CT
onal
m

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(5/6)

参考

5. 提出した書類の確認

ePCT 国際出願検索 利用履歴 ポートフォリオ PCT/IB2016/030009 X

PCT/IB2016/030009

ファイル一覧 ドキュメントアップロード アクション

国際出願日 2016/01/22

ポートフォリオ

IBの処理担当チーム R&PT [ePCTメッセージの送信](#)
電話 +41 22 338 95 23
電子メール epct@wipo.int

<input type="checkbox"/>	国際事務局に登録されている書類 [書類ID] ↓	受領日 ↓	ステータス ↓	ページ数 ↓		
<input type="checkbox"/>	関連書類					
<input type="checkbox"/>	請求の範囲の補正書 [28]	2016/11/16		1		
<input type="checkbox"/>	請求の範囲の補正についての説明書 [27]	2016/11/16		1		
<input type="checkbox"/>	請求の範囲の補正添付書簡 [26]	2016/11/16		1		
<input type="checkbox"/>	ePCTカバーレター [25]	2016/11/16		1		

一括ダウンロード

⑪書類の確認
(書類名をクリックすることで閲覧可能)

ePCTの機能：ドキュメントアップロード(6/6)

参考

6. 自動作成されたカバーレター

DEMO

ePCT ドキュメント アップロード (パブリック サービス)

国際出願番号:

PCT/IB2016/030009

送信先:

国際事務局 (IB)

送信先官庁における 現在の日付:

2016年 11月 16日 11:52:20 CET

送信元:

Kazuhide FUJITA

メッセージ:

TEST

ePCT パブリック サービス経由でアップロードされた書類:

- 請求の範囲の補正添付書簡
- 請求の範囲の補正についての説明書
- 請求の範囲の補正書

署名:

/KAZUHIDE FUJITA/

ePCTの機能：第三者情報提供 (1/3)

参考

- PATENTSCOPEのページ上の「第三者情報を提供」というリンクから、ePCTパブリックサービスへ移動

The screenshot shows the WIPO PATENTSCOPE interface for the patent WO/2014/204546. The page title is "1. (WO2014204546) GAS TURBINE ENGINE DE-ICING SYSTEM". A navigation bar includes "PCT 書誌情報", "明細書", "請求項", "国内段階", "更新情報", "図面", and "書類". The "PCT 書誌情報" tab is active. Below the navigation bar, the text "国際事務局に記録されている最新の書誌情報" is followed by a link "⇒ 第三者情報を提供", which is circled in blue. A large blue arrow points from this link to a box labeled "ePCTへ移動". Below this, there is a translation option "翻訳: 原文 -> 日本語". The main content area displays patent details:

国際公開番号: WO/2014/204546 国際出願番号: PCT/US2014/032300
国際公開日: 24.12.2014 国際出願日: 31.03.2014
IPC: F02C 7/047 (2006.01), F01D 25/02 (2006.01) ⓘ

出願人: UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION [US/US]; One Financial Plaza Hartford, Connecticut 06101 (US)
発明者: WARD, Thomas W.; (US).
WEBB, Scot A.; (US)
代理人: SEQUIN, Stephen A.; (US)
優先権情報: 61/807,972 03.04.2013 US

PATENTSCOPE 画面イメージ

WIPO | PCT
The International
Patent System

ePCTの機能：第三者情報提供 (2/3)

参考

ファイル表示	ドキュメント アップロード	第三者による情報提供
表題	(JA) (EN) (FR)	
国際出願日		
優先日		
国際公開日	2015年7月30日	
国際公開番号		
国際出願のステータス	公開日 2015年7月30日	
出願人の氏名 (名称)		
発明者の氏名		
ポータルフォリオ		
IB の処理担当チーム	PT08 ePCT メッセージの送信 電話+41 22 338 74 08 電子メール pt08.pct@wipo.int	

第三者情報

この機能を利用して第三者による情報提供を行うことができます。提供できる情報は 1 件のみで、提出期限は次の通りです。提出期限：2016年5月24日

対象となる情報は、請求項に記載された発明の新規性または進歩性に関わるもののみとします。発明者の資格などその他の事項に関する情報提供は却下される可能性があります。

情報入力画面

ePCTの機能：第三者情報提供 (3/3)

参考

1. 情報の提供者

現在次のユーザ名でログインしています: Masanori Tachibana

- 自己の権限でこの情報提供を行う
 次の者を代理してこの情報提供を行う:

出願人に対しておよびこの情報の公共の記録において匿名とすることを希望します。

2. 提供情報に関する詳細

見解の対象: 出願時の請求の範囲

見解の言語: 日本語 (最も関連のある引用部分および関連性についての簡潔な説明を記載する言語を入力してください)

3. 先に公表されている文献のうち最も関連のあるものを示して下さい

情報提供者の見解において請求項に記載された発明が新規性または進歩性を備えていないことを示すと思われる先行文献 (最大 10 件) の詳細情報を加えてください。

先の特許出願に関連する特許例を除き、先行技術文献は、当該国際出願の国際出願日より前に公表されたものでなければなりません (実際には、当該国際出願の優先日より前に公表された場合にのみ関連性が認められます)。

出願人や関係官庁が先行文献の関連性を検討する際に確認できるよう、許可があれば文献の写しをアップロードしてください (公衆に利用可能な状態にはなりません)。

先行技術文献の種類

提出する先行技術文献の種類を選択

先行技術文献

種類	先行技術文献の詳細	アクション
先行技術文献はありません。追加する先行技術文献の種類を選択してください。		

4. 詳細説明 (任意)

先行文献の関連性についての説明は、可能であれば上記欄 3 のボックスに入力してください。必要な場合は、PDF 形式の文書で詳細を追加することができます (数式を示す場合や複数の文献が進歩性に関わる場合など)。詳細を追加する場合、内容は合理的に可能な限り短くまとめてください。この欄でアップロードされた文献は、公衆に利用可能な状態になります。

+ 書類 (PDF) を追加

5. 確認と提出

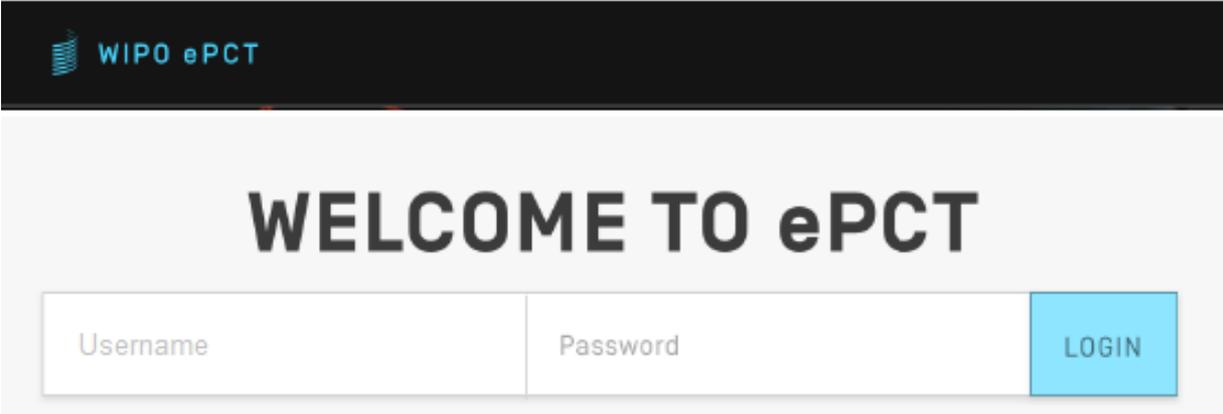
見解を提出 プレビュー 下書きを保存 取消

匿名での情報提供を行う場合は、「出願人に対しておよびこの情報の公共の記録において匿名とすることを希望します。」にチェックを入れてください。
(チェックを入れ忘れると情報提供者が公開されますのでご注意ください。)

情報入力画面(続き)

ePCT: 今後の予定

- ePCTのユーザーインターフェース(画面デザイン)の変更



The screenshot displays the WIPO ePCT login page. At the top, there is a black header with the WIPO logo and the text 'WIPO ePCT'. Below the header, the main content area is light gray and features the text 'WELCOME TO ePCT' in large, bold, black letters. Underneath this, there is a login form consisting of two input fields: 'Username' and 'Password', followed by a blue 'LOGIN' button.

- プライベートサービス利用時の、電子証明書以外の認証方法(ワンタイムパスワード等)の追加
- 対応官庁の拡大

第5部 PCTの最新動向及び情報の取得

最新動向

■ PCT 規則の改正 (2016年7月1日発効)

テキスト167-170ページ参照

- 公開公報（規則48）又は公衆アクセス可能なファイル（規則94）からの特定情報の省略
 - 国際出願日が2016年7月1日以降の国際出願に適用
 - “当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと”、当該情報の公開又は公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること”、及び“当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと”という3つ全てを満たす場合に適用可能
 - 出願人による理由を示した請求（IBに対して）が必要
（PCT Newsletter 2016年7-8月号の実務アドバイス参照）

- 優先権回復請求に関して提出された書類の受理官庁（RO）による国際事務局（IB）への送付義務付け（規則 26の2.3）
 - 国際出願日が2016年7月1日以降の国際出願に適用
 - ROは、出願人から提出された書類のうち公開に適さないもの（上記の“特定情報”）を除いてIBに送付する
 - 出願人による理由を示した請求（ROに対して）、又はRO自身の決定に基づいて判断

最新動向

テキスト171-172ページ参照

■ PCT 規則の改正 (2017年7月1日発効)

- 受理官庁による先の出願の調査／分類結果の国際調査機関への送付
(規則 12の2、23の2及び41)
 - 2017年7月1日以降の国際出願日を有する国際出願に適用
- 指定官庁による国内段階移行情報及び関連データの国際事務局への送付
(規則 86及び95)
 - 国内段階移行日、国内出願番号、国内公開番号及び公開日、特許付与日、番号及び付与された特許の国内公開日
 - 国内段階移行に必要な手続き (PCT第22及び39条) が2017年7月1日以降に行われた国際出願に適用
- 補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月を優先日から22ヶ月へ延長 (規則45の2.1)
- 全ての通知が取下げられた2つの不適合規定の削除 (規則4.10(d)、規則51の2.1(f))

■ ヴィシェグラード特許機構 (VPI) (ポーランド、ハンガリー、スロバキア、チェコ共和国のIP官庁) のISA、SISA、IPEAとしての機能の開始 (2016年7月1日から)

■ トルコ特許機関 (TPI) を国際調査及び予備審査機関として任命 (2016年10月のPCT同盟総会で合意)

最新動向

■ 日本国特許庁（JPO）関係

- 調査手数料等を言語別の料金体系に変更（2016年4月）
 - 英語出願に対する調査手数料、予備審査手数料等を設定
 - http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/fy27_ryoukinkaitei.htm
- 電子的な中間書類の受付開始（2016年4月）
 - 書誌事項の変更手続、料金納付手続、国際予備審査請求書など
 - http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/160401_online_kakudai.htm
- シンガポール知的所有権庁（IPOS）を管轄国際調査及び予備審査機関として選択可能（2016年4月）
 - RO/JP出願（英語出願のみ）において、国際調査機関としてJPO、EPOに加え、IPOSを選択可能
 - <https://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/ipos.htm>
- DASアクセスコードの入手方法の一部変更（2016年3月20日）
 - オンライン出願し、受領書をオンラインにより受信した場合、当該受領書にアクセスコードが併記されるように

最新動向

■ 日本国特許庁（JPO）関係

- インターネット出願ソフトによる英語出願の受入開始（2016年10月2日から）
 - これまで日本国特許庁のインターネット出願ソフト（JPO-PAS）では日本語のみ出願可能だったが、英語出願も可能に
- PCT-SAFEによる国際出願の受入終了（2016年12月31日）
 - RO/JPはPCT-SAFEを利用した国際出願の受入れを2016年12月31日で終了する
 - http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/pctapplicationsoft.htm
- JPO-PASにePCTのeOwnership付与機能を追加（2017年1月予定）
 - JPO-PASを利用して出願する際に（予めePCTプライベートサービス機能で取得した）カスタマーIDとeOwnership codeを記入することで、ePCTプライベートサービスのeOwnershipが自動的に付与されるように

PCT関連会合

- 第23回PCT-MIA: 国際調査及び予備審査に関連する事項について議論する国際(調査・予備審査)機関による会合
 - 会期: 2016年1月20日～1月22日(@チリ)
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=38445

- 第9回PCT作業部会: PCTに関する時事問題の議論及びPCT制度の実行可能な改善を提案するための全てのPCT締約国による会合
 - 会期: 2016年5月17日～5月20日(@ジュネーブ)
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

- 第48回PCT同盟総会: PCTに関する事項の主議決機関
 - 会期: 2016年10月3日から10月11日(@ジュネーブ)
 - http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39951

(参考) 第9回PCT作業部会で議論された他の事項

■ 継続審議事項

- ePCTを利用した国内段階移行
- カラー図面の導入
- 要約及びフロントページの図面の語数
- 公開された国際出願の表紙にISAが付与したCPC等の内部分類を記載
- 同日の優先権主張
- 「誤って」提出された要素等の補正
- 途上国の大学等への手数料減額
- 手数料減額が適用されないはずの出願人からの手数料減額要請への対応
- 審査官の研修

PCTホームページ : <http://www.wipo.int/pct/ja>



10言語対応

ホーム > IPサービス > PCT

WIPO | PCT

PCT - 国際特許制度

特許協力条約(PCT)は、出願人が自身の発明について国際的に特許保護を求める際に役立ち、各国特許庁の特許付与の判断を助けるとともに、これらの発明に関する豊富な技術情報の利用を促します。PCTに基づく一つの国際特許出願を行うことで、**非常に多数の国**で同時に発明の保護を求めることが可能です。PCTについての詳細はこちらをご覧ください [PDF](#)。

PCT 締約国は現在 151 ヶ国

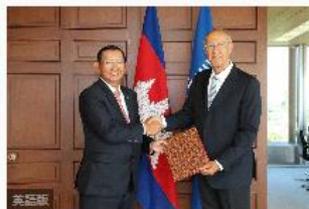


締約国情報

国際出願の提出



最近のPCT加盟情報



電子サービスアップデート

PCTニュースレター (月次のPCT最新情報、手数料やセミナー関連の情報を含む)(英語のみ)

サインアップ

ニュースレター

PCTビデオシリーズ (29の短編動画 : 英語)

News

[PCT Newsletter \(PCTニュースレター\)](#) [PCT Highlights \(PCTハイライト\) \(英語版\)](#) [ePCT最新リリース情報 \(英語版\)](#) [PCT年次報告](#)

ご注意ください: WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について

次のスライド参照

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について

<具体例>

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

REG: INTERNATIONAL PATENT APPLICATION
PUBLICATION NUMBER:

INVOICE
DATE:

INVOICE/ACCOUNT NUMBER:

APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE
1,998,80 €

PAYMENT TERMS:
APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE NEEDS TO BE PAID **WITHIN 8 DAYS** OF RECEIPT OF PAYMENT NOTIFICATION

PAYMENT DETAILS:
BENEFICIARY: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
BANK: RAIFFEISENBANK
ACCOUNT: 16110000121500271
IBAN: BA391610000121500271
SWIFT/BIC: RZBABA2S

Priority Data:

International Application No.:

Publication Date: **Publication Number:** **International Filing Date:**

IMPORTANT: APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE IN THE AMOUNT OF EUR 1,998.80 NEEDS TO BE PAID WITHIN 8 DAYS OF RECEIPT OF PAYMENT NOTIFICATION FOR APPLICATION PROCESSING

INVOICE/ACCOUNT NUMBER :			
ITEM	DESCRIPTION	CURRENCY	AMOUNT
001	APPLICATION REGISTRATION/PUBLICATION FEE INTL. PATENT APPLICATION INTL. APPLICATION NUMBER: PUBLICATION DATE:	EUR	1,998,80
002	PROCESSING FEE	EUR	0,00
	USE BELOW DETAILS FOR PAYMENT: BENEFICIARY: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE BANK: RAIFFEISENBANK ACCOUNT: 16110000121500271 IBAN: BA391610000121500271 SWIFT/BIC: RZBABA2S		
	SUBTOTAL	EUR	1,998,80
	TRANSFER FEE	EUR	0,00
	ADDITIONAL PUBLICATION FEE	EUR	0,00
	INVOICE TOTAL	EUR	1,998,80

WE REMIND YOU THAT THE **INVOICE/ACCOUNT NUMBER** MUST BE CLEARLY IDENTIFIED IN THE BANK TRANSFER ORDER

THE APPLICATION REGISTRATION AND PUBLICATION FEE IN THE AMOUNT OF EUR 1,998.80 HAS TO BE CREDITED **WITHIN 8 DAYS** OF THIS NOTIFICATION TO: WIPO-WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

WIPO-World Intellectual Property Office, 32 chemin des Colombettes, CH-1211 Geneva 20, Switzerland
www.wipo.int / Email: invoice@wipo.int

<ウェブサイト>

Media | Meetings | Contact Us | My Account | English

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

IP Services | Policy | Cooperation | Reference | About IP | Inside WIPO

Search WIPO

Home | IP Services | PCT System | Warning

WIPO | PCT

WARNING: Requests for Payment of Fees

It has come to the attention of the International Bureau that PCT applicants and agents are receiving invitations to pay fees that do not come from the International Bureau of WIPO and are unrelated to the processing of international applications under the PCT. Whatever registration services might be offered in such invitations, they bear no connection to WIPO or to any of its official publications.

PCT applicants and agents should note that it is the International Bureau of WIPO alone which publishes all PCT applications promptly after the expiration of 18 months from the priority date (see PCT Article 21(2)(a)); there is no separate fee for such international publication, and the legal effects of international publication are set out in PCT Article 29.

The invitations often identify a particular PCT application by its international publication number (eg: WO 02 xxxxxx), publication date, title of the invention, international application number, priority information and IPC symbols; examples of such invitations can be viewed below.

Invitation not listed here? E-mail us a copy

- Trademarks (Madrid System)
- Patents (PCT System)

Mitigating this unscrupulous practice

- WIPO invites its customers to use and adapt this standard text to notify applicants and inventors about such fee requests. [WORD]
- Circular letter addressed by WIPO Director General, Francis Gurry to all PCT Contracting States and Regional Organizations. PDF

How to make a complaint? New

WIPO works closely with its member States with the goal of putting an end to this fraudulent practice, and has assembled the following list of government authorities and consumer protection associations which assist applicants in enforcing local laws against the purveyors of these invoices. Complaints can be filed through the websites listed in the various countries.

PATR Servis – Worldwide Patent Service
Published on June 30, 2016

IPWTO – Intellectual Property World Trade Organization
Published on June 28, 2016

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCTトレーニングオプション

- PCTビデオシリーズ：
<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>
 - PCT制度の基礎知識から重要な点まで紹介する29の短編ビデオシリーズ（英語版）
- PCTディスタンスラーニングコース（通信講座）：
 - 10の公開言語で利用可能
 - 日本語版（約4時間）：
https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J
- PCTウェビナー：
<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>
 - PCT手続きの最新動向を無料で提供
 - 企業や法律事務所からの要請も受付中
- PCTセミナーテキスト：
http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/index.html

WIPOへのお問い合わせ（1）

■ ジュネーブ本部（一部日本語可）

□ 個別案件について:

- 国際事務局から送付された通知書（PCT/IB/）に記載された担当官（又は部署）

ATTENTION: The applicant should carefully check the data appearing in this Notification. In case of any discrepancy between these data and the indications in the international application, the applicant should immediately inform the International Bureau. In addition, the applicant's attention is drawn to:

- time limits for entry into the national phase (see www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html and *PCT Applicant's Guide, National Phase*, especially Chapters 3 and 4)
- requirements regarding priority documents (if applicable) (see *PCT Applicant's Guide, International Phase*, paragraph 5.070)

A copy of this Notification is being sent to the receiving Office and to the International Searching Authority.

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 XX XX	Authorized officer Telephone No. +41 22 338 XX XX
---	--

Form PCT/IB/301 (July 2010)



- 公開された国際出願に関しては次のHPで検索可能
<http://www.wipo.int/patentscope/search/ja/teamlookup.jsf>



- RO/JP出願については、下記の2部署が担当しています。

<u>国際出願番号の末尾: 00～49</u> PT07 (日本語可) Tel: +41 22 338 74 07 Fax: +41 22 338 90 90 E-mail: pt07.pct@wipo.int	<u>国際出願番号の末尾: 50～99</u> PT08 (日本語可) Tel: +41 22 338 74 08 Fax: +41 22 338 70 10 E-mail: pt08.pct@wipo.int
--	--

- RO/IB出願（日本人スタッフ在籍）

Tel: +41 22 338 9222 Fax: +41 22 910 0610 E-mail: ro.ib@wipo.int

WIPOへのお問い合わせ（2）

■ ジュネーブ本部（一部日本語可）

- ePCT、PCT-SAFE、優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）について:

Help Desk（日本人スタッフ在籍）

Tel:+41 22 338 95 23

Fax:+41 22 338 80 40

E-mail: epct@wipo.int

PCT情報システムサービス部

長谷部 旭陽

Tel:+41 22 338 81 64

E-mail: asahi.hasebe@wipo.int

- その他PCT制度全般について:

PCT Infoline（英語）

Tel:+41 22 338 83 38

Fax:+41 22 338 83 39

E-mail: pct.infoline@wipo.int

PCT法務部

藤田 和英

Tel:+41 22 338 99 16

E-mail: kazuhide.fujita@wipo.int

■ 日本事務所（日本語可）

- PCT制度一般について:

Tel: 03-5532-5030

Fax: 03-5532-5031

E-mail: japan.office@wipo.int

野田 洋平

Tel: 03-5532-5023

E-mail: yohei.noda@wipo.int